

下呂市こども計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
下呂市

はじめに

こどもは、私たちの未来を担う、かけがえのない存在であり、社会の宝です。

こどもたちが健やかに生まれ育ち、未来への夢と希望を抱いて成長していくことは、私たち大人の願いであり、責務であります。

近年、少子化や核家族化、地域社会の変化など、こどもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。こどもたちが抱える課題も多様化し、複雑化しています。このような状況の中、こどもたちの健やかな成長を支え、すべてのこどもたちがその能力を最大限に発揮できるよう、私たちは、社会全体で支援することが求められています。

そこで、下呂市では、こどもたちの健やかな成長を願い、「こども基本法」や「下呂市こどもまんなか宣言」の趣旨に基づき、「下呂市こども計画」を策定しました。これは、こどもたち一人ひとりが輝き、自分らしく生きることができる社会を実現するため、こども施策の基本的な方向性を示したものであると同時に、こども施策に全力で取り組む決意を表明するものです。

本計画では、「こどもと若者、子育て世代の誰もが日々幸せを感じられるまち 下呂市」を基本理念とし、すべてのこどもたちがその権利を等しく享受し、健やかな成長を支援していくことを目指しています。

計画の推進にあたっては、市民の皆様、関係機関・団体との連携を強化し、地域全体でこどもたちを支える体制を構築していきます。また、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うことで、より効果的な計画となるよう努め、こどもたちが、この下呂市で、笑顔で健やかに成長し、夢と希望を叶えられるよう、皆様とともに、全力を尽くしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心より感謝申し上げます、巻頭のあいさつとさせていただきます。

令和7年3月

下呂市長

山内 登



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定の体制	3
4 計画の期間	3
第2章 こどもと家庭を取り巻く状況.....	4
1 下呂市の人口動態等の現状	4
2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果	10
3 アンケート調査の総括	30
4 中学生ワークショップ	31
5 第2期子ども・子育て支援事業計画の検証	34
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 計画の体系	42
第4章 取り組む事業の内容と目標.....	43
1 全てのこども・若者が健やかに成長できるまち	43
2 安心してこどもを産み心穏やかに子育てができるまち	50
3 さまざまな事情に寄り添い困難を乗り越えることができるまち	58
4 こどもの成長と子育てを地域全体で支えるまち	62

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... 65

- 1 量の見込みと確保方策の考え方..... 65
- 2 教育・保育事業の量の見込み..... 68
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進等に関する事項..... 70
- 4 地域子ども・子育て支援事業..... 71

第6章 計画の推進..... 83

- 1 計画の推進体制..... 83
- 2 成果指標の設定..... 84
- 3 計画の点検および評価..... 85

資料編 86

- 1 策定までの経過..... 86
- 2 下呂市子ども・子育て会議条例..... 87
- 3 下呂市子ども・子育て会議委員名簿..... 89
- 4 下呂市子ども・子育て会議への諮問書..... 90
- 5 下呂市子ども・子育て会議からの答申書..... 91

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観が多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命や安全に対する危機、子育て家庭の孤独・孤立、経済的な格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

このような状況の中、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（「こどもまんなか社会」）の実現を目指すとされました。また、同年に「こども家庭庁」が発足し、「こども大綱」が閣議決定されるなど、国を挙げて子どもたちを取り巻く環境の改善に向けた取り組みが加速しています。

こうした状況を踏まえ、市は、令和6年5月に「こども・子育て世代にとってウェルビーイングなまち」の実現を目指し、「下呂市 こどもまんなか宣言」を行いました。

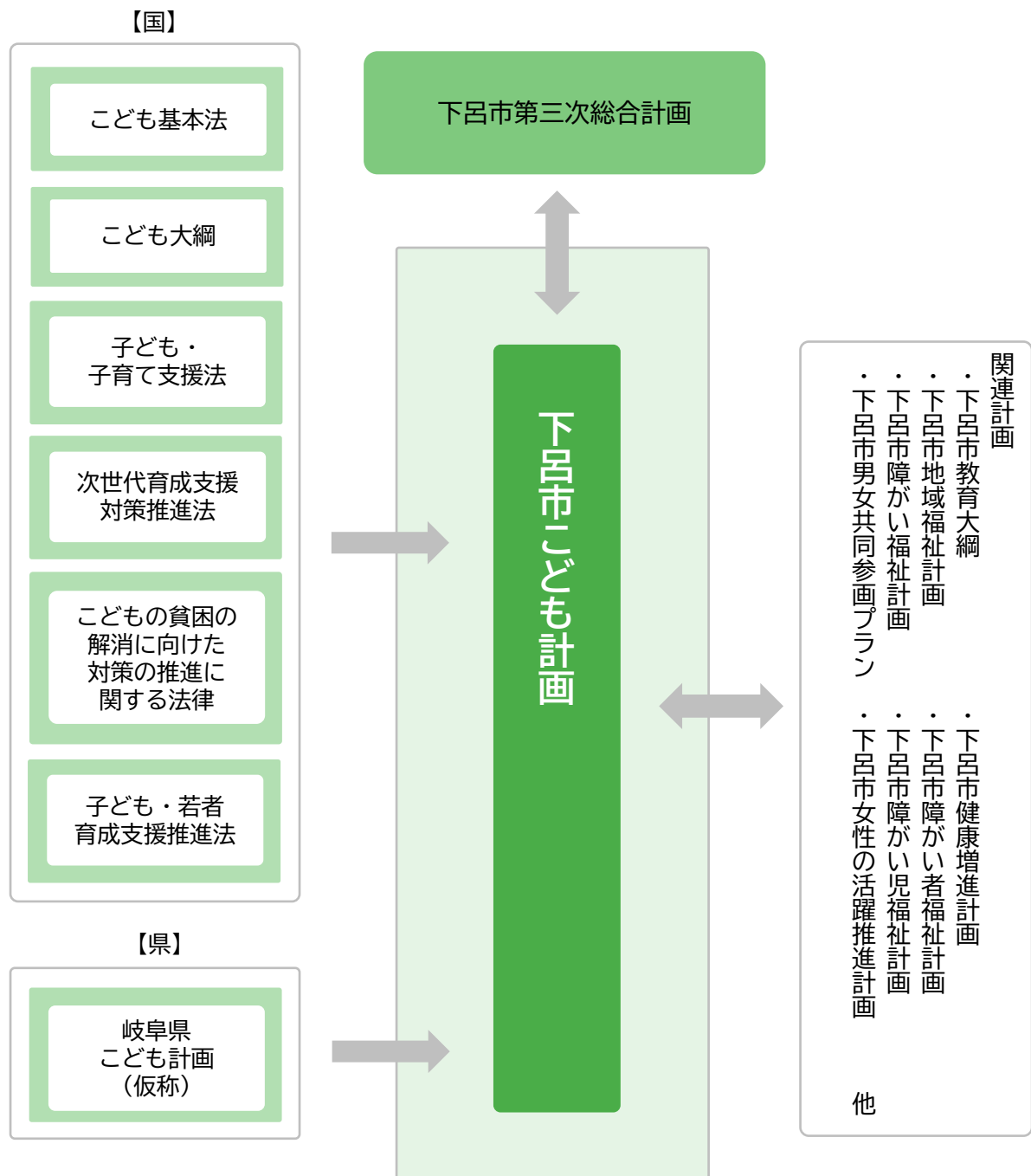
市ではこれまで、「下呂市こども・子育て支援事業計画」に定めた子育て支援施策をはじめ、様々な計画に基づき市のこども施策を推進してまいりましたが、昨今の社会情勢の変化や「こども大綱」の方向性などを踏まえると、こどもの権利の擁護やこどもと若者の支援施策のさらなる充実が求められています。

このたび、新たな社会状況の変化への対応と、これまでの課題を解決することで、「すべてのこどもや若者、そして子育てに関わる人々が幸せを感じながら生活を送ることができるまち」の実現を目指して、「下呂市こども計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、下呂市子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。そして、計画の一部は、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

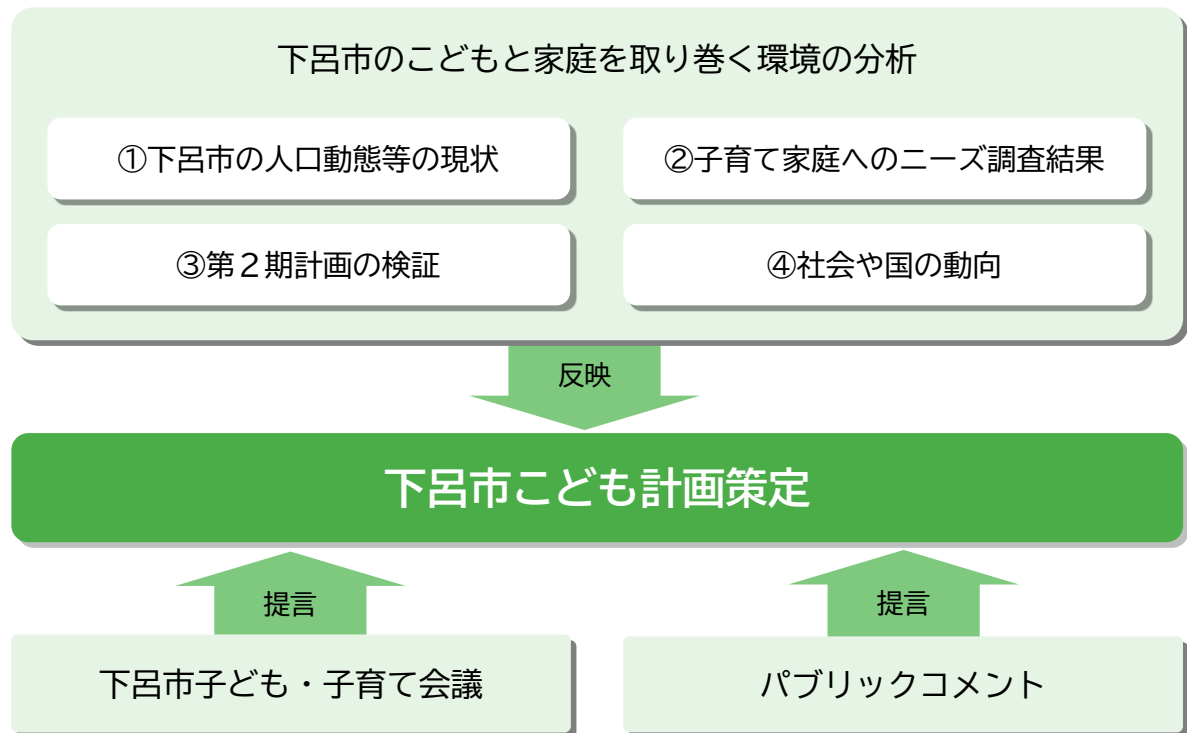
また、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等あらゆる分野の施策と総合的・一体的に推進する必要があるため、下呂市総合計画、下呂市地域福祉計画をはじめとした、他の計画等との整合を図ります。



3 計画策定の体制

計画策定にあたり、これまで述べてきた「計画策定の背景と目的」、「計画の位置づけ」などを踏まえ、①下呂市の人口動態等の現状、②子育て家庭へのニーズ調査結果、③第2期下呂市子ども・子育て支援事業計画の検証、④社会や国の動向を考慮し、それらを本計画に反映しています。

また、下呂市子ども・子育て会議への諮問と、パブリックコメントの実施により、計画へ提言をいただき策定します。



4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、施策の実施状況の評価等により変更の必要が生じた場合は、中途で見直すこととします。

《計画期間》

令和2～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12～16年度
第2期 子ども・子育て 支援事業計画	下呂市子ども計画 (子ども・子育て支援事業計画を内包)					次期計画

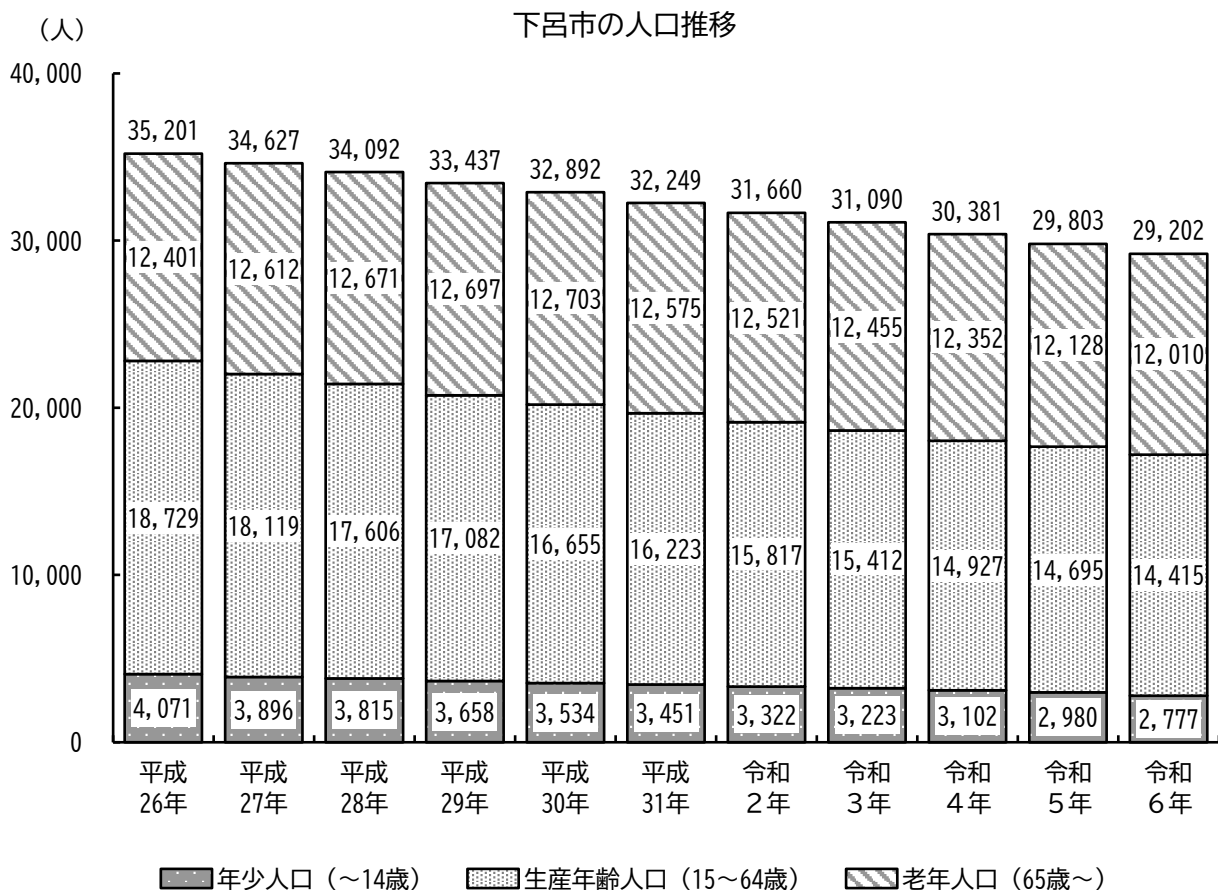
第2章

こどもと家庭を取り巻く状況

1 下呂市の人口動態等の現状

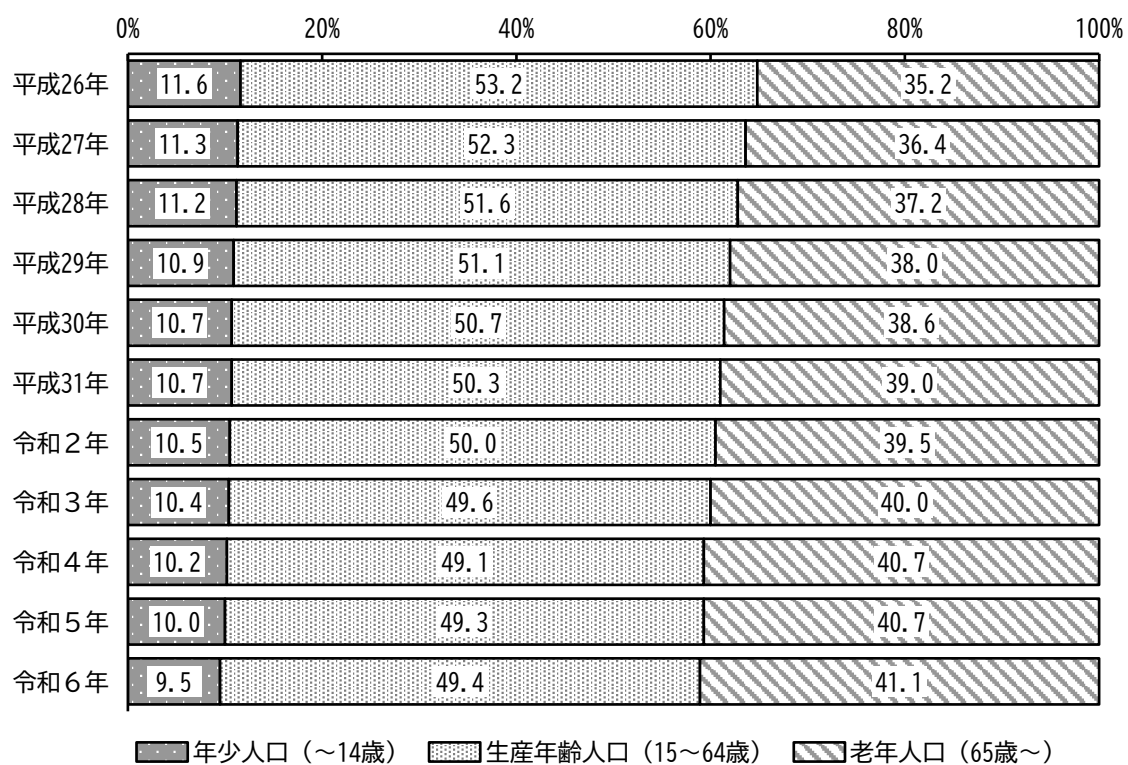
(1) 人口推移

下呂市の総人口は、平成26年以降年々減少し、令和6年4月1日現在では29,202人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は年々減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合は年々増加し、一層の高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

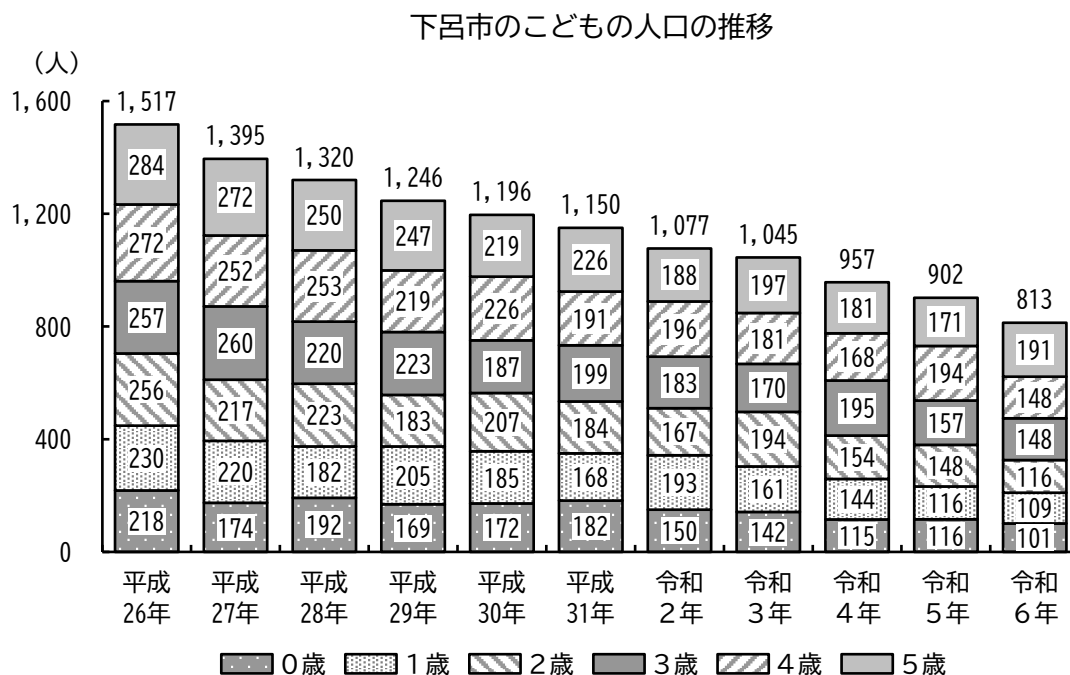
下呂市の年齢3区分別人口の構成割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) こどもの人口の推移

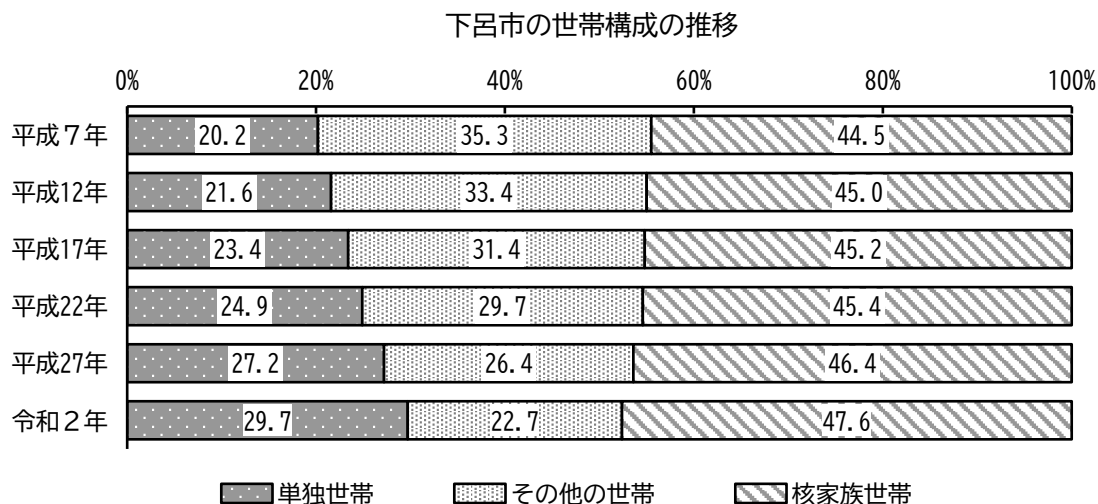
下呂市の0歳から5歳のこどもの人口は、出生数の低下に伴い年々減少し、令和4年で1,000人を下回り、令和6年現在で813人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 世帯構成の状況

下呂市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、4割半ば程度で推移しています。また、単独世帯の占める割合は年々増加傾向にあり、令和2年には29.7%となっています。

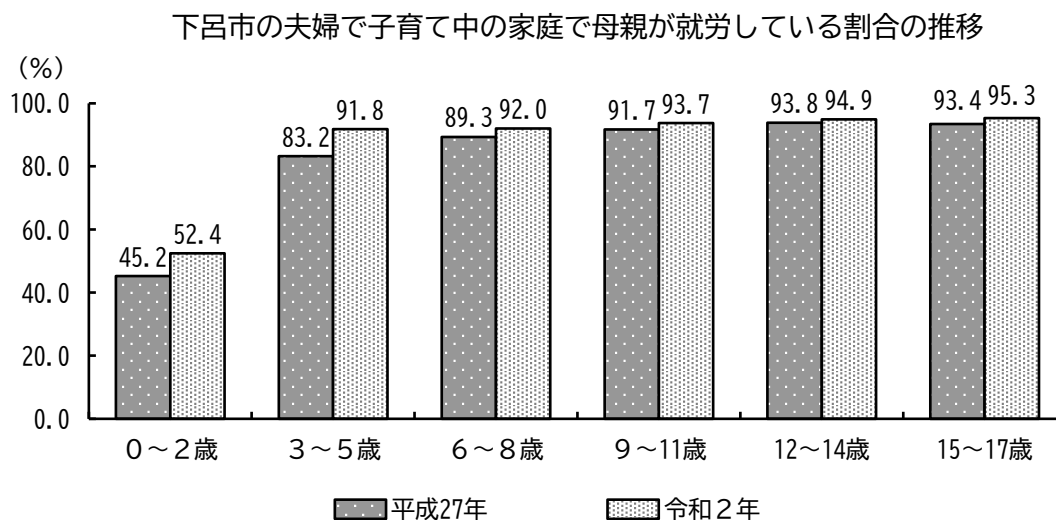
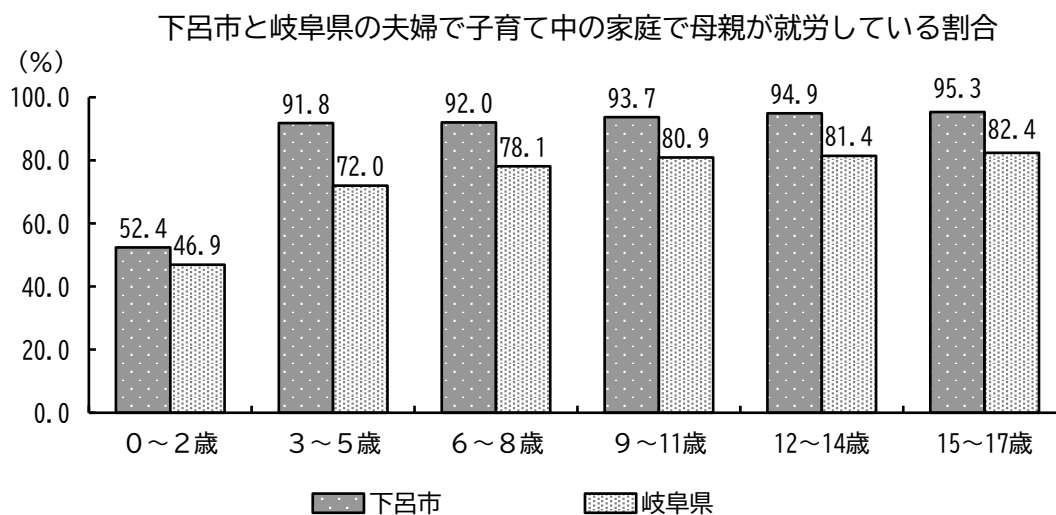


資料：国勢調査

(4) 母親の労働状況

① 母親の就業率

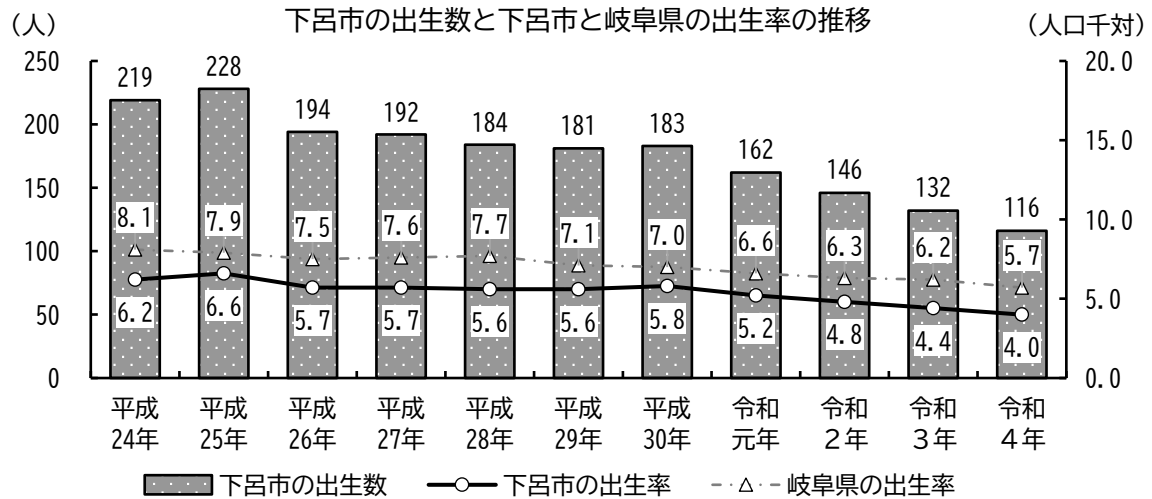
下呂市の母親の就業率は、こどもがどの年齢においても県に比べ高い値となっています。また、就労する母親は、平成27年に比べ令和2年で増加しています。



(5) 出生の動向

① 出生数

下呂市の出生数は年々減少傾向にあり、平成26年に200人を下回った後、令和4年には116人となっています。また、人口1,000人に対する出生数を示す出生率において、下呂市は岐阜県より低い値で推移しています。

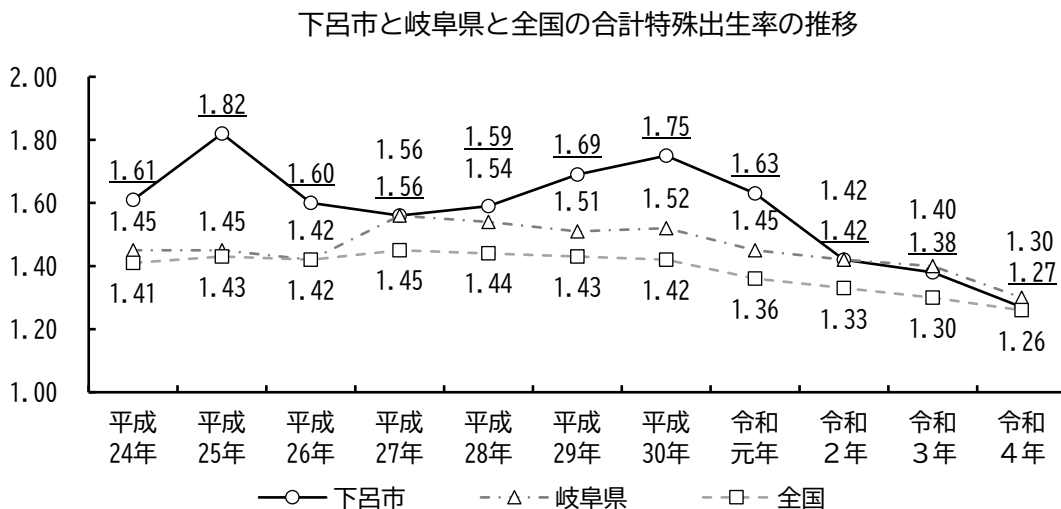


資料：岐阜県衛生年報（平成24年～令和3年）、飛騨圏域の公衆衛生2023（令和4年）

② 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産むこどもの数の平均を示すものです。

下呂市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら下降傾向にあり、令和4年には1.27となっています。平成24年以降は全国・岐阜県に比べ高い値で推移していましたが、近年は県に近い値となっており、令和3年以降、県に比べ低くなっています。

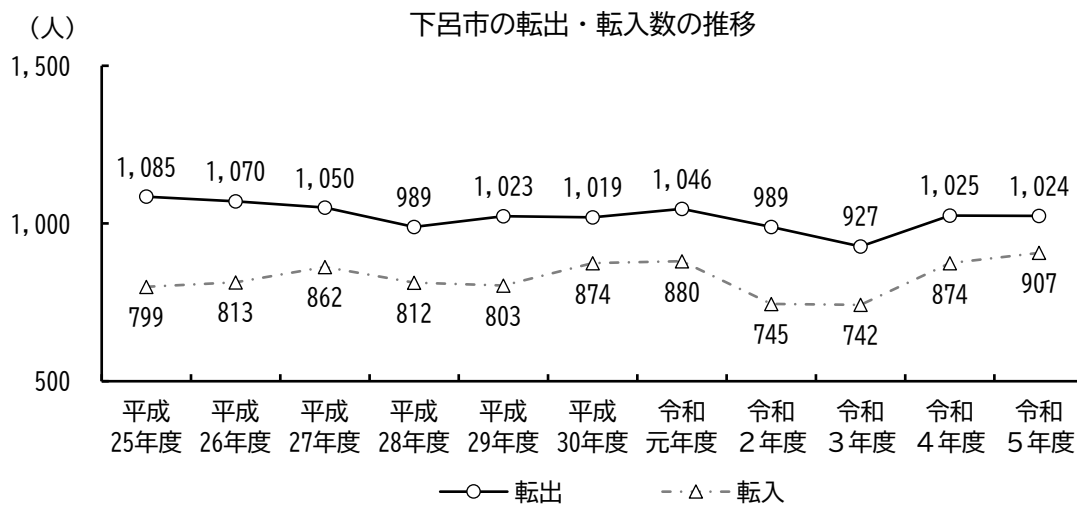


資料：岐阜県衛生年報、2024 下呂市データ集

(6) 社会動態

① 転出・転入数の推移

下呂市の社会動態をみると、平成25年以降転出が転入を上回る社会減の状態が続いており、令和5年度は転出が1,024人、転入が907人となっています。



資料：2024 下呂市データ集

2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

こどもや若者、子育て中の保護者の現状やニーズを把握し、計画の基礎資料とするため、WEBによるアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

調査の種類	調査対象者
就学前児童保護者	未就園児童、就園児童の保護者
小学生保護者	小学生のこどもがいる保護者
中学生保護者	中学生のこどもがいる保護者
小学生本人	小学4～6年生の児童
中学生本人	中学1～3年生の生徒
若者	市内在住の15歳～39歳の方（R6.4.1時点）

③ 調査期間

調査の種類	調査期間
就学前児童保護者	令和6年7月19日～8月2日
小学生保護者	
中学生保護者	
小学生本人	令和6年7月8日～7月19日
中学生本人	
若者	令和6年8月8日～8月23日

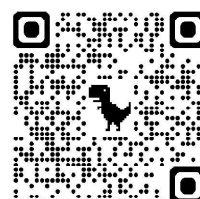
④ 回収状況

調査の種類	対象者数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	665	347	52.2%
小学生保護者	593	349	58.9%
中学生保護者	385	222	57.7%
小学生本人	632	601	95.1%
中学生本人	763	702	92.0%
若者	5,359	260	4.9%

⑤ 報告書全文

以下に記載する調査結果は報告書全体からの一部抜粋になります。報告書全文は、下記のURLまたは右記の二次元コードからご覧いただけます。

<https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/12/30770.html>



(2) ご家族等からの子育て支援について【就学前児童保護者】

① 子育てをする上で、相談している（いた）人の有無

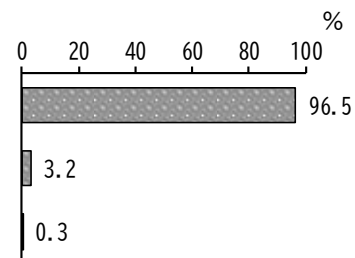
「いる／いた」の割合が96.5%、「いない／いなかった」の割合が3.2%となっています。

回答者数 = 347

いる／いた

いない／いなかった

無回答



(3) ご家族の経済状況、生活について

① 過去1年の間に経済的な理由で必要とするものが買えない（払えない）ことの有無

1 食料

就学前保護者では、「なかった」の割合が79.8%と最も高く、次いで「時々あった」の割合が16.7%となっています。

小学生保護者では、「なかった」の割合が77.9%と最も高く、次いで「時々あった」の割合が16.0%となっています。

中学生保護者では、「なかった」の割合が80.6%と最も高く、次いで「時々あった」の割合が14.9%となっています。

【就学前児童保護者】

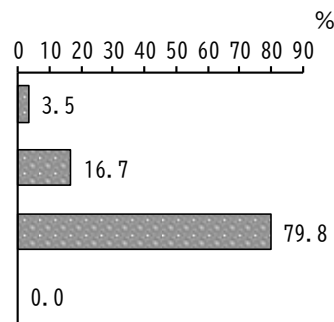
回答者数 = 347

よくあった

時々あった

なかった

無回答



【小学生保護者】

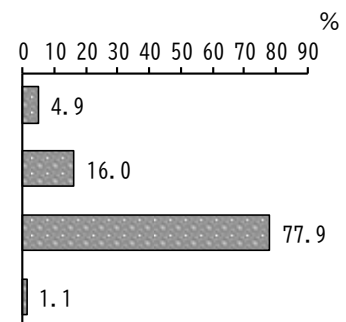
回答者数 = 349

よくあった

時々あった

なかった

無回答



【中学生保護者】

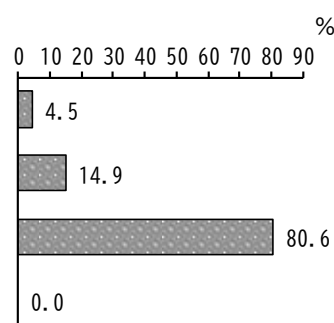
回答者数 = 222

よくあった

時々あった

なかった

無回答



2 衣服

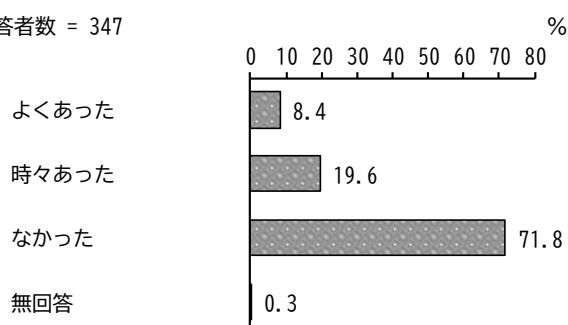
就学前保護者では、「なかった」の割合が71.8%と最も高く、次いで「時々あった」の割合が19.6%となっています。

小学生保護者では、「なかった」の割合が72.2%と最も高く、次いで「時々あった」の割合が20.6%となっています。

中学生保護者では、「なかった」の割合が74.8%と最も高く、次いで「時々あった」の割合が18.0%となっています。

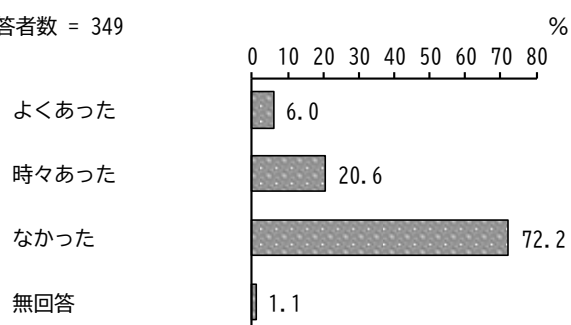
【就学前児童保護者】

回答者数 = 347



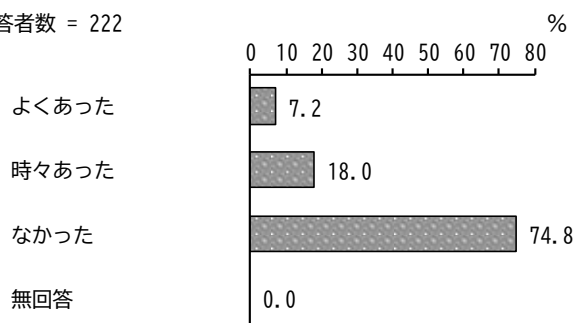
【小学生保護者】

回答者数 = 349



【中学生保護者】

回答者数 = 222



3 電気料金

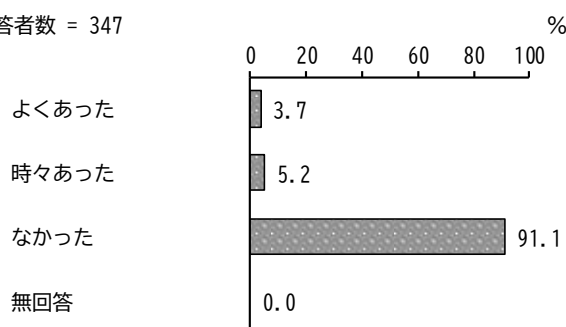
就学前保護者では、「なかった」の割合が91.1%と最も高くなっています。

小学生保護者では、「なかった」の割合が89.1%と最も高くなっています。

中学生保護者では、「なかった」の割合が88.3%と最も高くなっています。

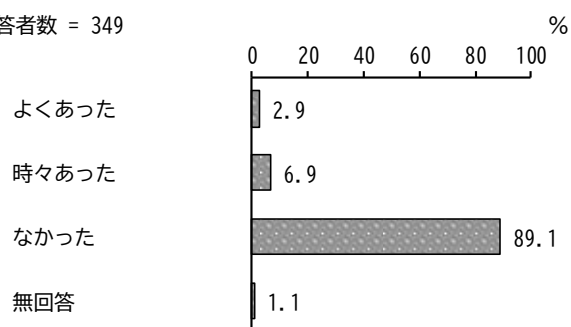
【就学前児童保護者】

回答者数 = 347



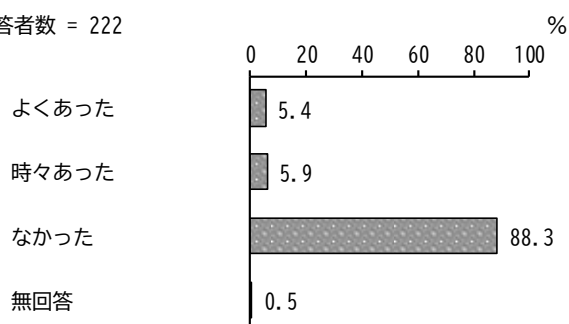
【小学生保護者】

回答者数 = 349



【中学生保護者】

回答者数 = 222



4 ガス料金

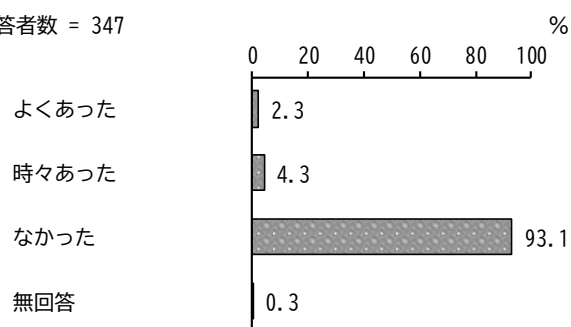
就学前保護者では、「なかった」の割合が93.1%と最も高くなっています。

小学生保護者では、「なかった」の割合が91.4%と最も高くなっています。

中学生保護者では、「なかった」の割合が90.5%と最も高くなっています。

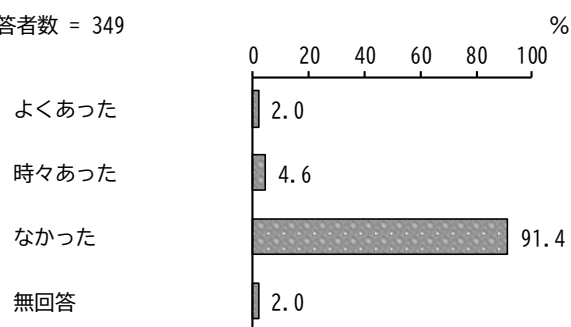
【就学前児童保護者】

回答者数 = 347



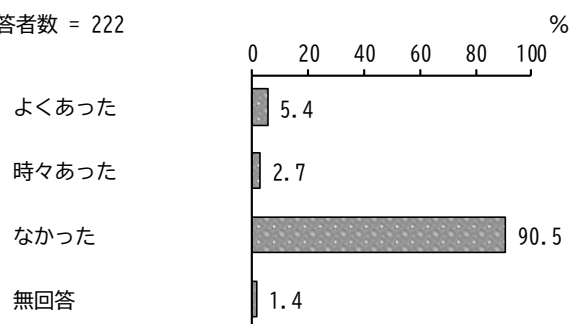
【小学生保護者】

回答者数 = 349



【中学生保護者】

回答者数 = 222



5 水道料金

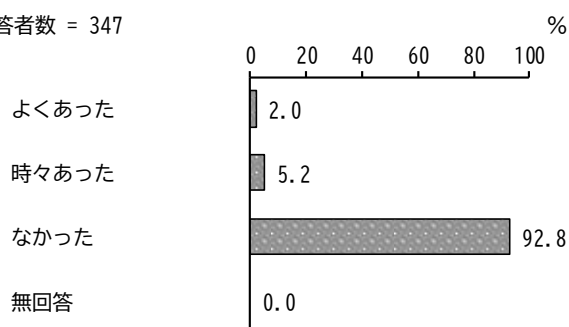
就学前保護者では、「なかった」の割合が92.8%と最も高くなっています。

小学生保護者では、「なかった」の割合が91.4%と最も高くなっています。

中学生保護者では、「なかった」の割合が91.4%と最も高くなっています。

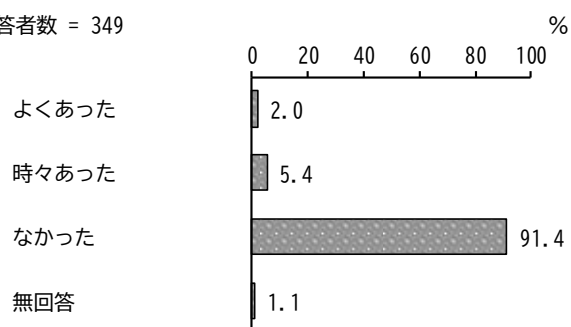
【就学前児童保護者】

回答者数 = 347



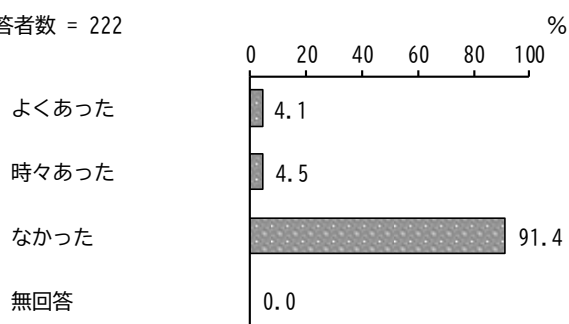
【小学生保護者】

回答者数 = 349



【中学生保護者】

回答者数 = 222



② どんなサービスがあれば利用したいか

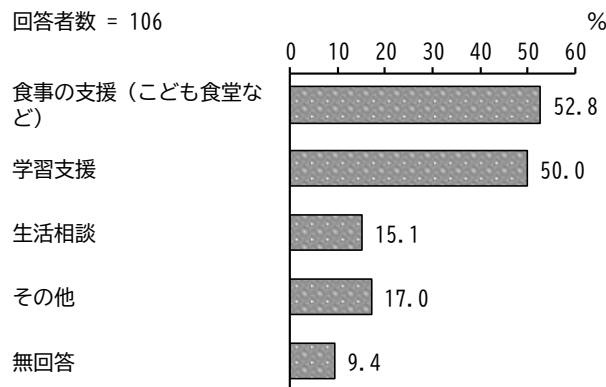
就学前保護者では、「食事の支援（こども食堂など）」の割合が52.8%と最も高く、次いで「学習支援」の割合が50.0%、「生活相談」の割合が15.1%となっています。

小学生保護者では、「学習支援」の割合が52.8%と最も高く、次いで「食事の支援（こども食堂など）」の割合が43.4%となっています。

中学生保護者では、「学習支援」の割合が62.5%と最も高く、次いで「食事の支援（こども食堂など）」の割合が45.3%、「生活相談」の割合が20.3%となっています。

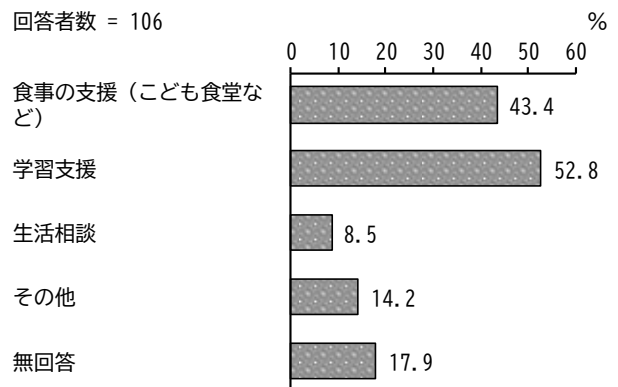
【就学前児童保護者】

回答者数 = 106



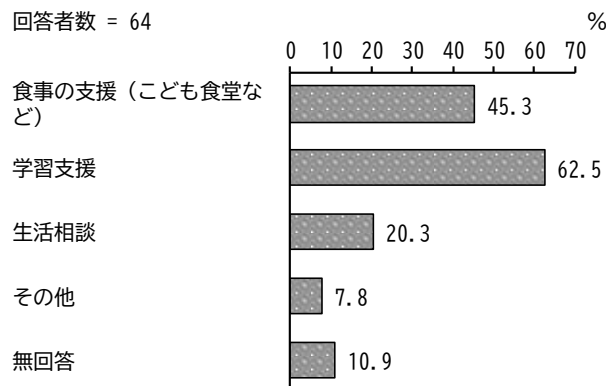
【小学生保護者】

回答者数 = 106



【中学生保護者】

回答者数 = 64



(4) 保護者の就労状況、育児休業について【就学前児童保護者】

① 母親の就労状況

「パート、アルバイト等（フルタイム以外の就労）で就労していて、産休、育休、介護休業中ではない」の割合が42.6%と最も高く、次いで「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で就労していて、産休、育休、介護休業中ではない」の割合が29.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が12.2%となっています。

回答者数 = 345

フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で就労していて、産休、育休、介護休業中ではない

フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で雇われているが、産休、育休、介護休業中である

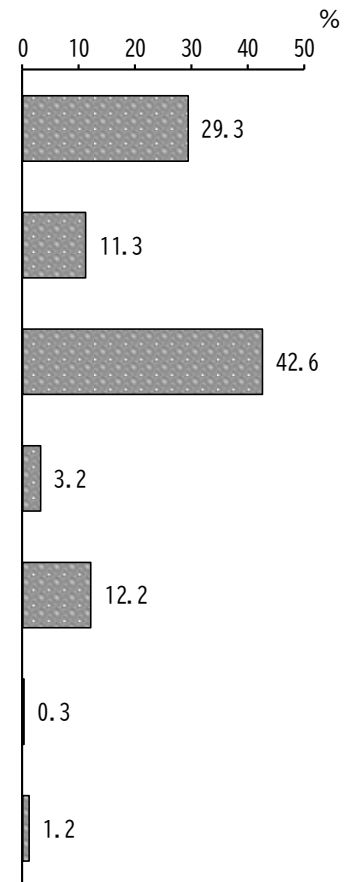
パート、アルバイト等（フルタイム以外の就労）で就労していて、産休、育休、介護休業中ではない

パート、アルバイト等（フルタイム以外の就労）で雇われているが、産休、育休、介護休業中である

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



② フルタイムへの転換希望

「パート、アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が50.0%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が37.3%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が8.9%となっています。

回答者数 = 158

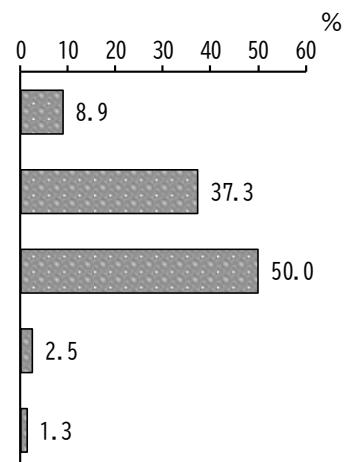
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート、アルバイト等の就労を続けることを希望

パート、アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

無回答

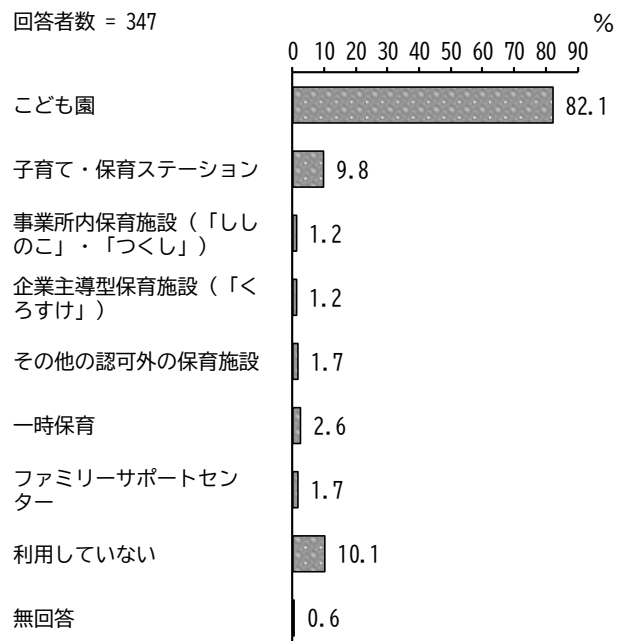


(5) 平日の定期的な教育・保育事業について【就学前児童保護者】

① 定期的に利用している教育・保育事業

「こども園」の割合が82.1%と最も高く、次いで「利用していない」の割合が10.1%となっています。

回答者数 = 347

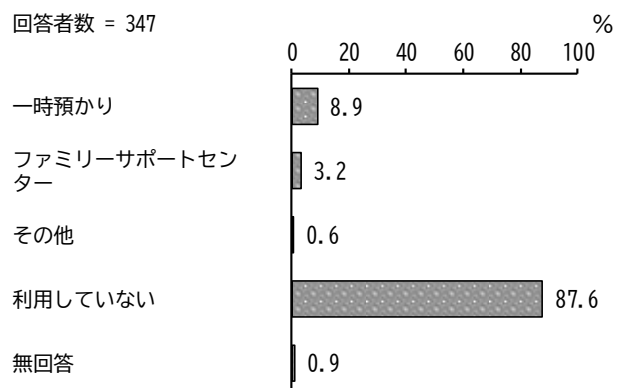


(6) 不定期な保育に対応した保育事業について【就学前児童保護者】

① 不定期に利用している事業

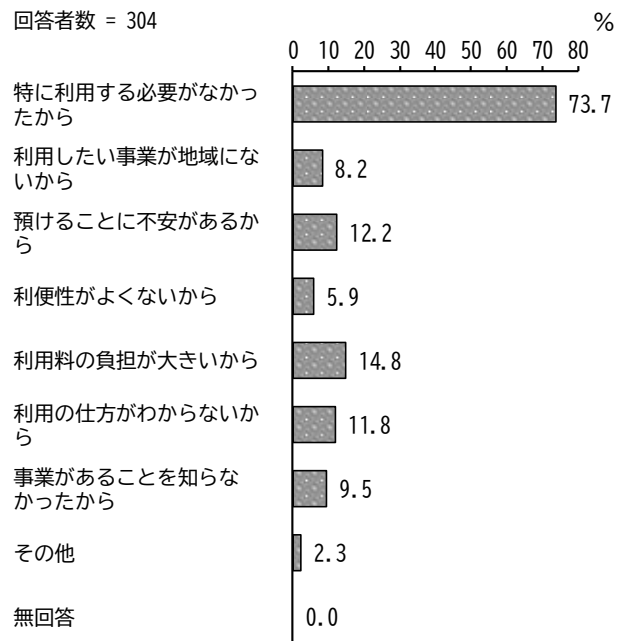
「利用していない」の割合が87.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 347



② 利用しなかった理由【就学前保護者】

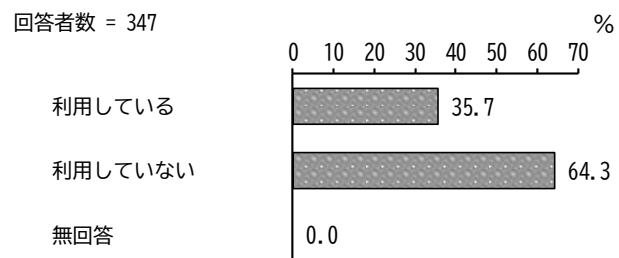
「特に利用する必要がなかったから」回答者数 = 304
の割合が73.7%と最も高く、次いで「利用料の負担が大きいから」の割合が14.8%、「預けることに不安があるから」の割合が12.2%となっています。



(7) 地域の子育て支援事業について【就学前児童保護者】

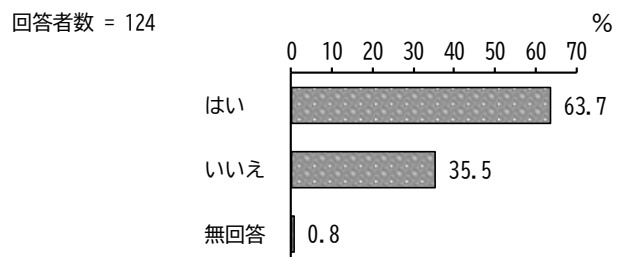
① 子育て支援センターの利用状況

「利用している」の割合が35.7%、「利用していない」の割合が64.3%となっています。



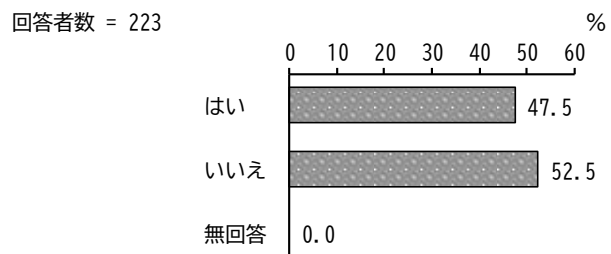
② 今後、利用日数を増やしたいか

「はい」の割合が63.7%、「いいえ」の割合が35.5%となっています。



③ 今後の利用希望

「はい」の割合が47.5%、「いいえ」の割合が52.5%となっています。



④ 下呂市が行っている事業の利用有無と認知度

1 保健センターの育児相談

「利用したことがある」の割合が49.9%と最も高く、次いで「知っているが、利用したことはない」の割合が41.5%となっています。

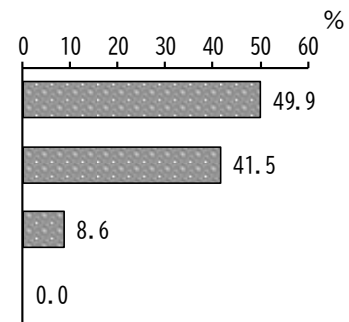
回答者数 = 347

利用したことがある

知っているが、利用したことはない

知らない

無回答



2 こども家庭センターの各種相談（DV、児童虐待、家庭相談など）

「知っているが、利用したことはない」の割合が75.2%と最も高く、次いで「知らない」の割合が20.5%となっています。

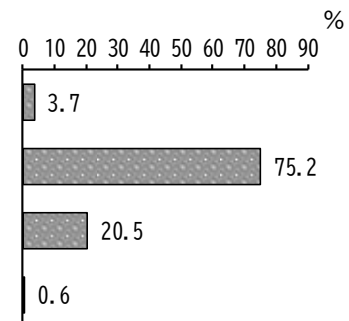
回答者数 = 347

利用したことがある

知っているが、利用したことはない

知らない

無回答



3 子育て応援ブック

「知っているが、利用したことはない」の割合が52.2%と最も高く、次いで「知らない」の割合が25.4%、「利用したことがある」の割合が22.2%となっています。

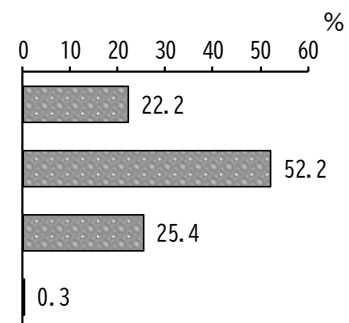
回答者数 = 347

利用したことがある

知っているが、利用したことはない

知らない

無回答



4 げろかえるねっと（下呂市HP）

「知っているが、利用したことはない」の割合が36.0%と最も高く、次いで「利用したことがある」の割合が34.3%、「知らない」の割合が29.4%となっています。

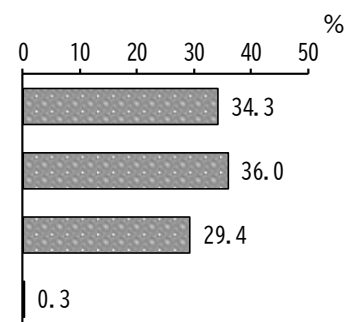
回答者数 = 347

利用したことがある

知っているが、利用したことはない

知らない

無回答

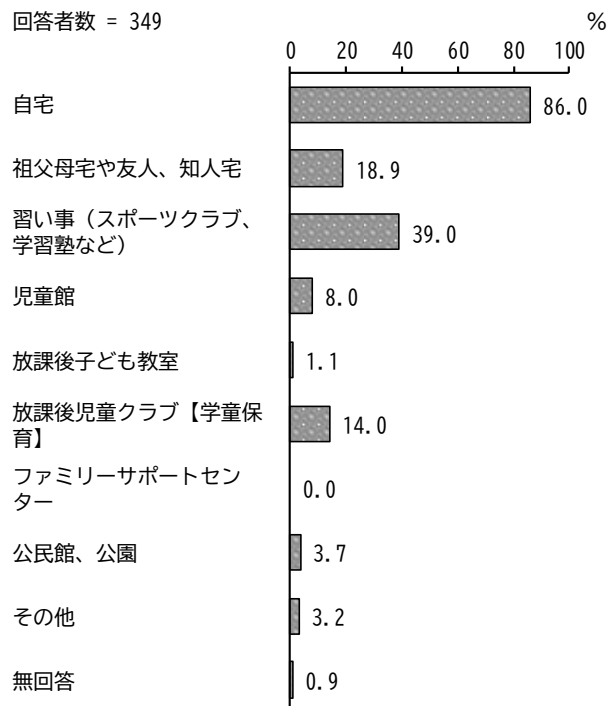


(8) 放課後の過ごし方について【小学生保護者】

① 放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごしている場所

「自宅」の割合が86.0%と最も高く、次いで「習い事（スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が39.0%、「祖父母宅や友人、知人宅」の割合が18.9%、「放課後児童クラブ【学童保育】」の割合が14.0%となっています。

回答者数 = 349

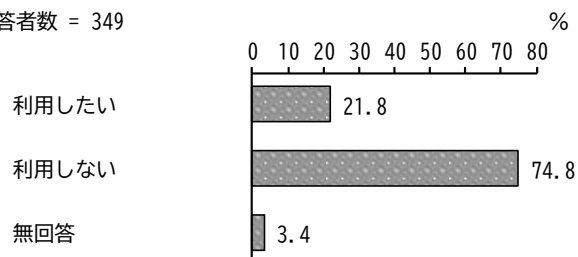


② 来年度以降の放課後児童クラブの利用希望

1 平日

「利用したい」の割合が21.8%、「利用しない」の割合が74.8%となっています。

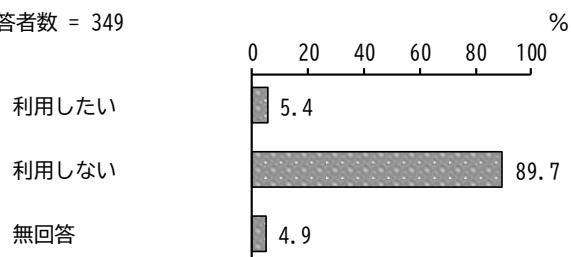
回答者数 = 349



2 土曜日

「利用したい」の割合が5.4%、「利用しない」の割合が89.7%となっています。

回答者数 = 349



3 日曜日・祝日

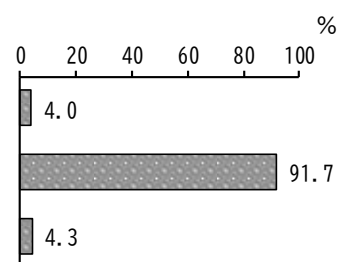
「利用したい」の割合が4.0%、「利用しない」の割合が91.7%となっています。

回答者数 = 349

利用したい

利用しない

無回答



4 長期休暇

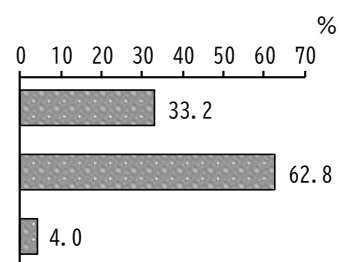
「利用したい」の割合が33.2%、「利用しない」の割合が62.8%となっています。

回答者数 = 349

利用したい

利用しない

無回答



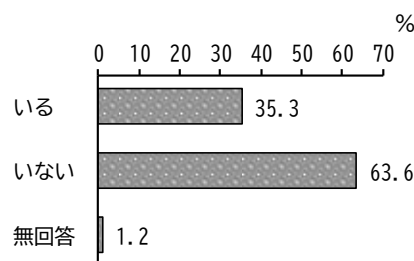
(9) あなたの生活のことについて【小中学生本人】

① 家族の中に日常的にお世話（大人が行うような家事や家族のお世話のこと）している人の有無

小学生本人では、「いる」の割合が35.3%、「いない」の割合が63.6%となっています。
中学生本人では、「いる」の割合が8.3%、「いない」の割合が91.5%となっています。

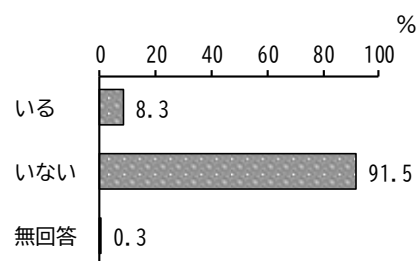
【小学生本人】

回答者数 = 601



【中学生本人】

回答者数 = 702



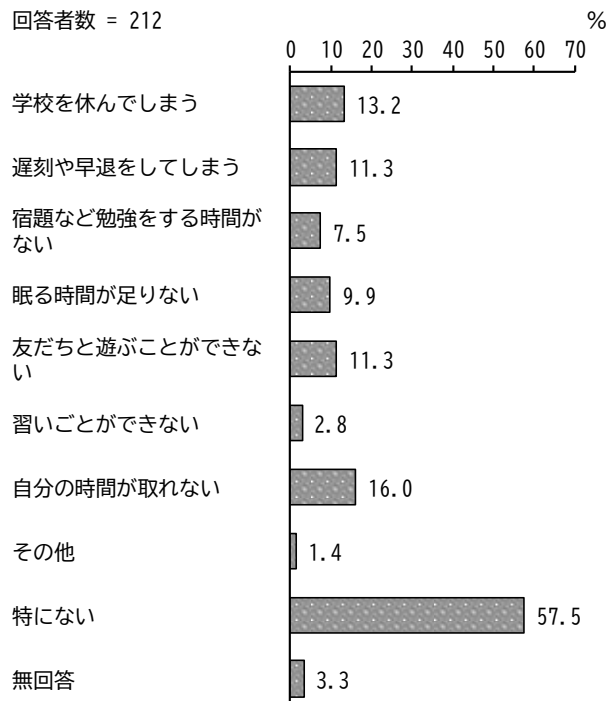
② お世話をしていることで経験したこと

小学生本人では、「特にない」の割合が57.5%と最も高く、次いで「自分の時間が取れない」の割合が16.0%、「学校を休んでしまう」の割合が13.2%となっています。

中学生本人では、「特にない」の割合が51.7%と最も高く、次いで「自分の時間が取れない」の割合が19.0%、「学校を休んでしまう」の割合が12.1%となっています。

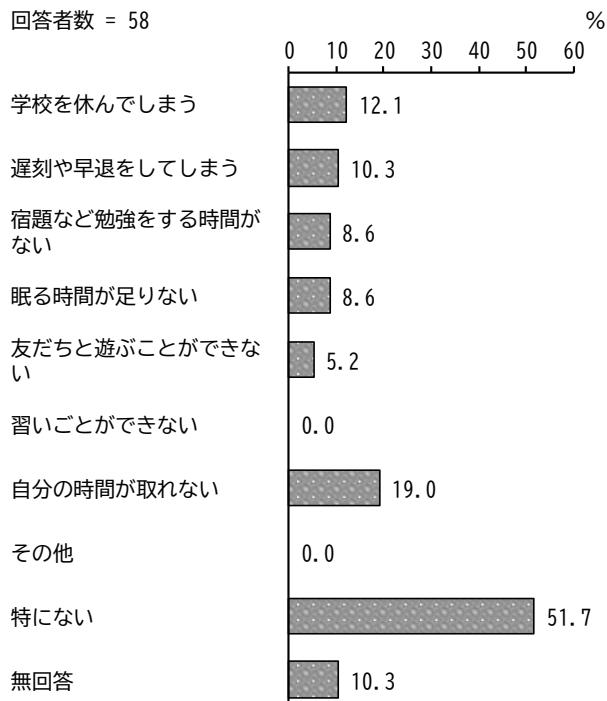
【小学生本人】

回答者数 = 212



【中学生本人】

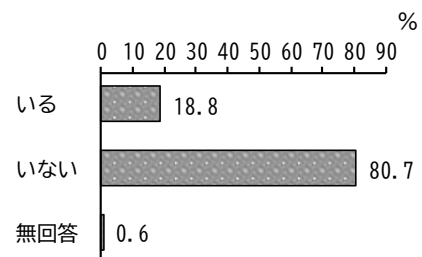
回答者数 = 58



(10) 結婚について【若者】

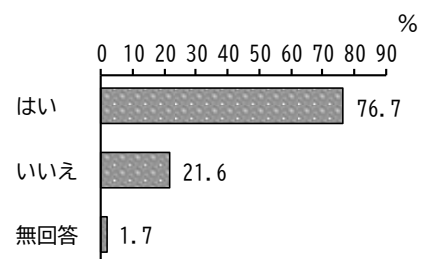
① 現在交際している恋人の有無

「いる」の割合が18.8%、「いない」の割合が80.7%となっています。 回答者数 = 176



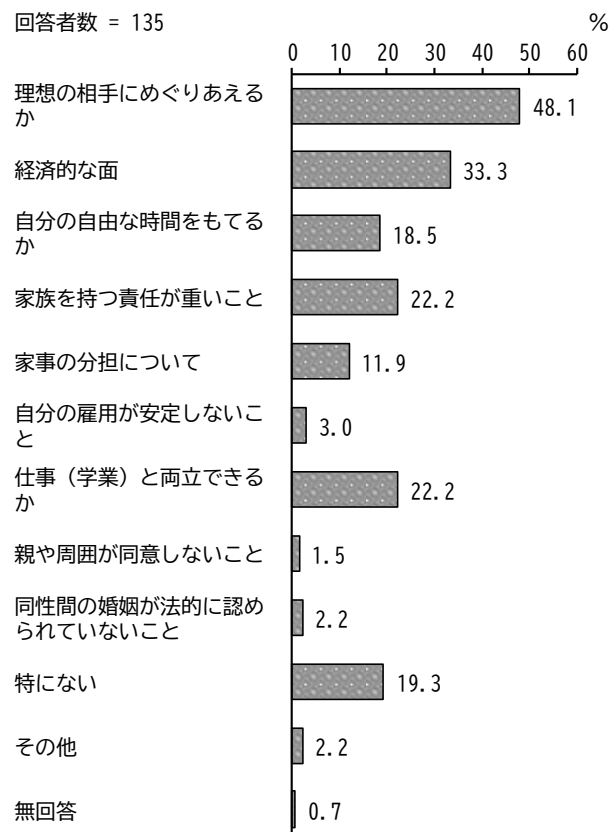
② いつかは結婚したいと思うか

「はい」の割合が76.7%、「いいえ」の割合が21.6%となっています。 回答者数 = 176



③ 現在結婚について抱いている不安

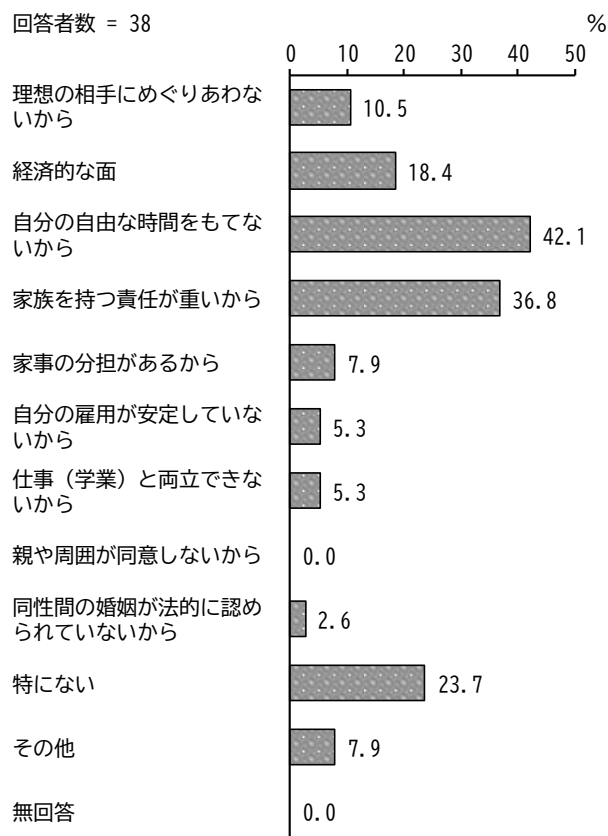
「理想の相手にめぐりあえるか」の割合が48.1%と最も高く、次いで「経済的な面」の割合が33.3%、「家族を持つ責任が重いこと」、「仕事（学業）と両立できるか」の割合が22.2%となっています。 回答者数 = 135



④ 結婚したくないと考える理由

「自分の自由な時間をもてないから」の割合が42.1%と最も高く、次いで「家族を持つ責任が重いから」の割合が36.8%、「特にない」の割合が23.7%となっています。

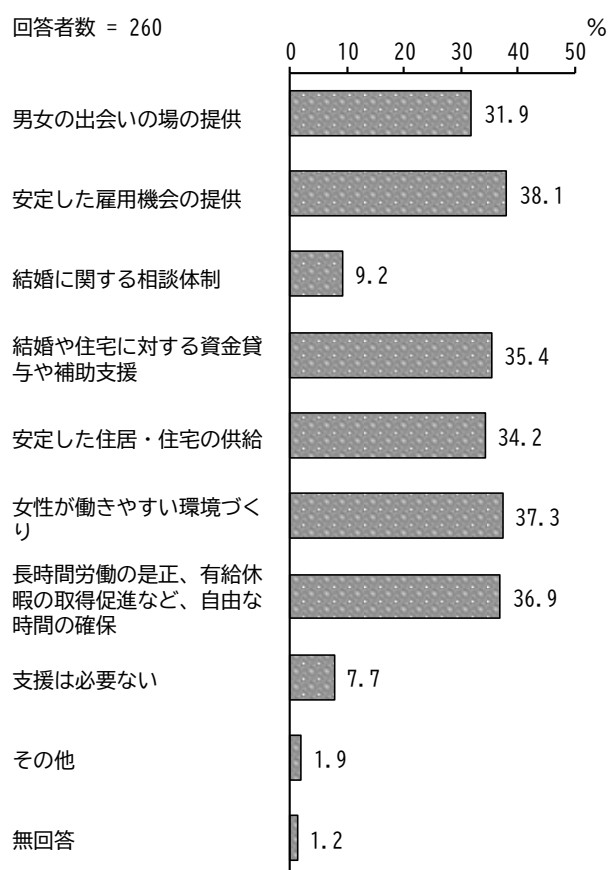
回答者数 = 38



⑤ 結婚しやすい、結婚したいと思える環境をつくるために効果的だと思う支援

「安定した雇用機会の提供」の割合が38.1%と最も高く、次いで「女性が働きやすい環境づくり」の割合が37.3%、「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」の割合が36.9%となっています。

回答者数 = 260

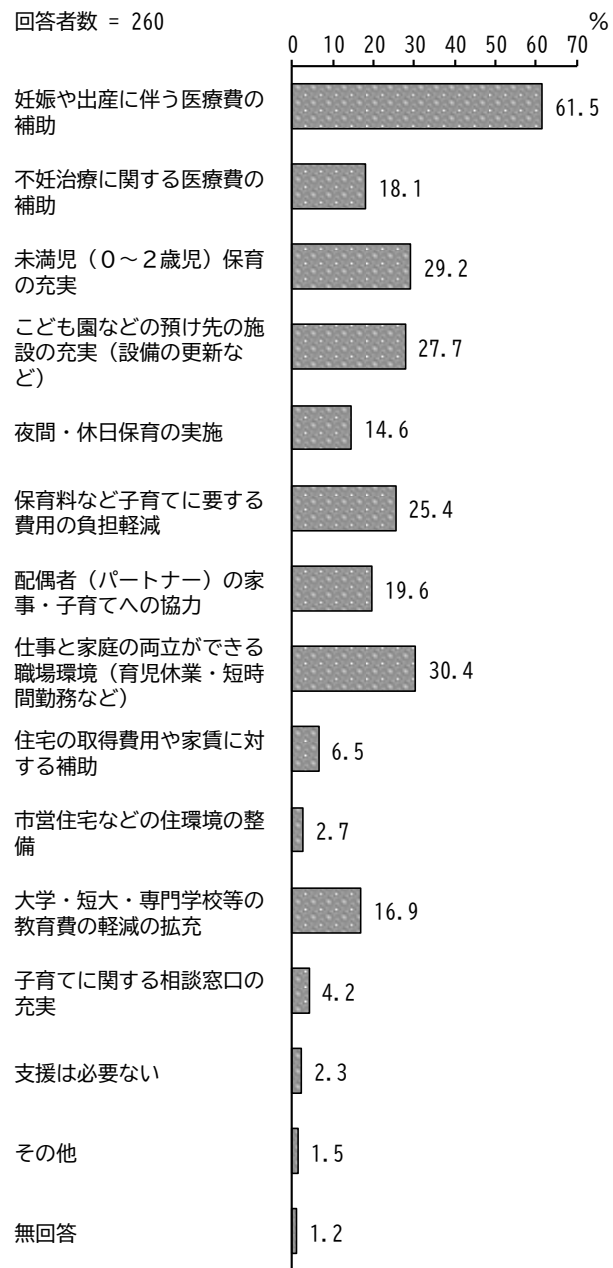


(11) 出産・子育てについて【若者】

① こどもを出産し育てていくために、今後更に必要だと思う取り組み

「妊娠や出産に伴う医療費の補助」の割合が61.5%と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立ができる職場環境(育児休業・短時間勤務など)」の割合が30.4%、「未満児(0～2歳児)保育の充実」の割合が29.2%となっています。

回答者数 = 260



(12) 子どもの権利について

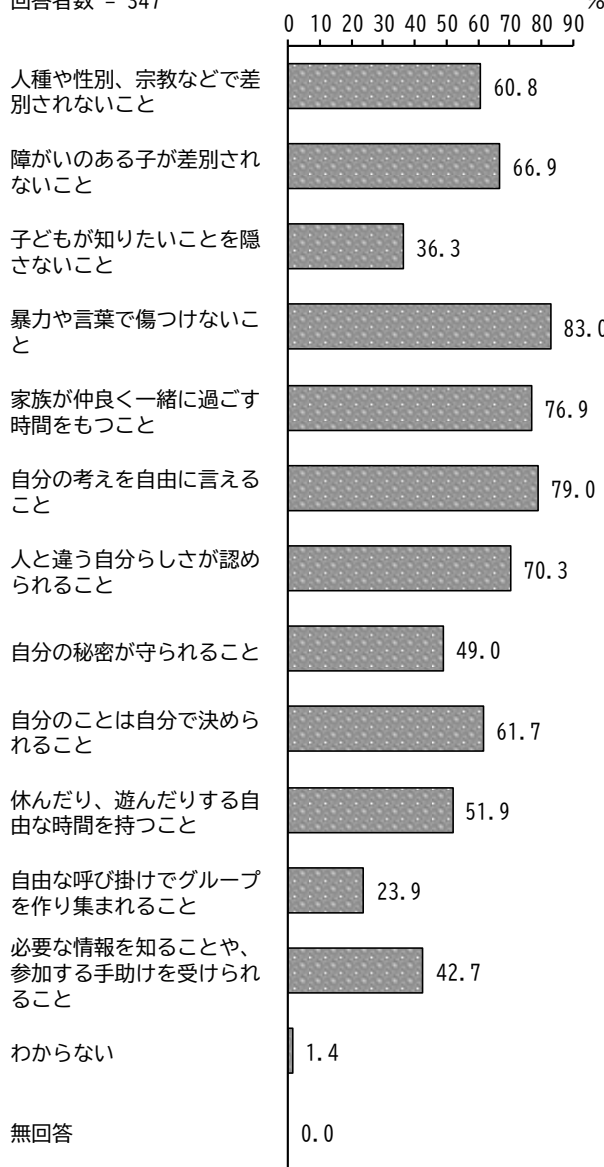
① 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと

就学前保護者では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が83.0%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が79.0%となっています。

小学生保護者では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が83.1%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が80.5%となっています。

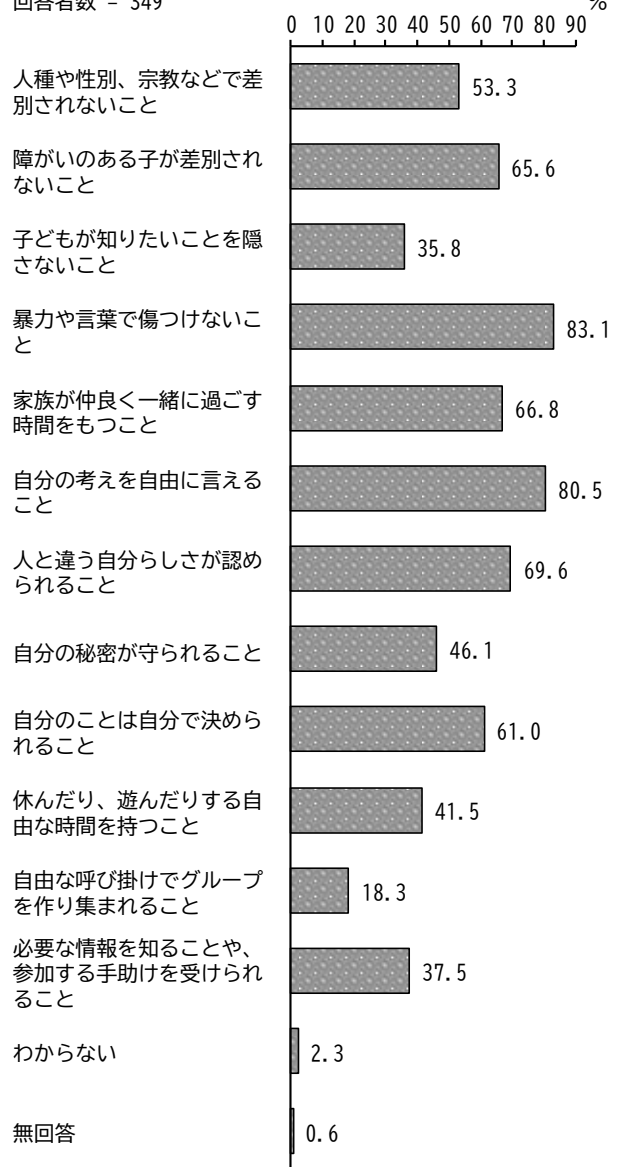
【就学前児童保護者】

回答者数 = 347



【小学生保護者】

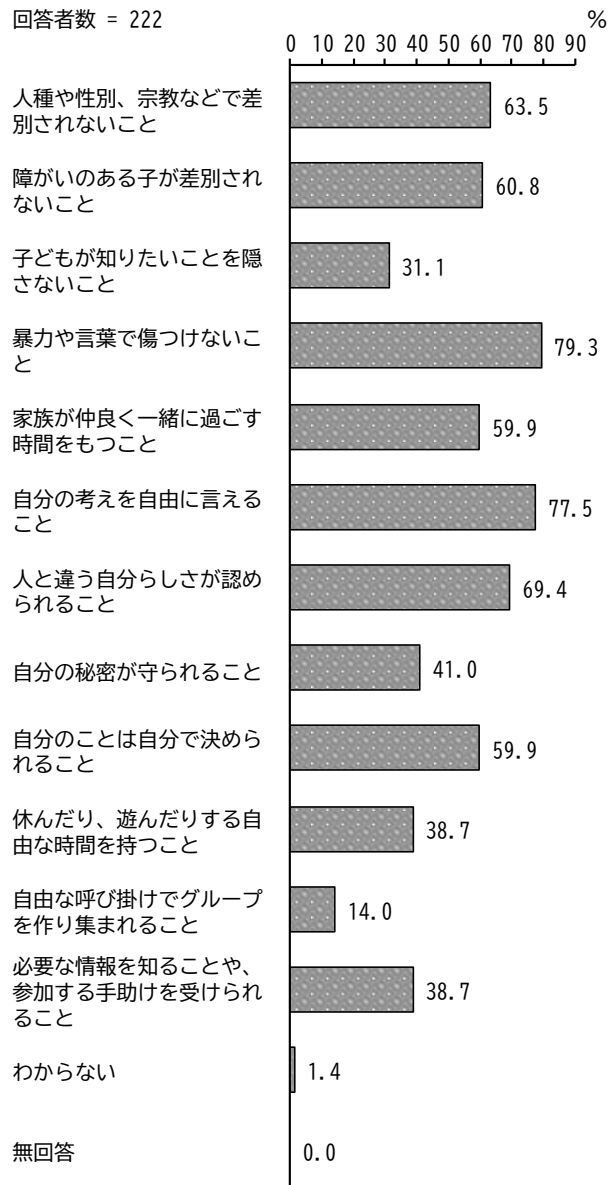
回答者数 = 349



中学生保護者では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が79.3%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が77.5%となっています。

【中学生保護者】

回答者数 = 222

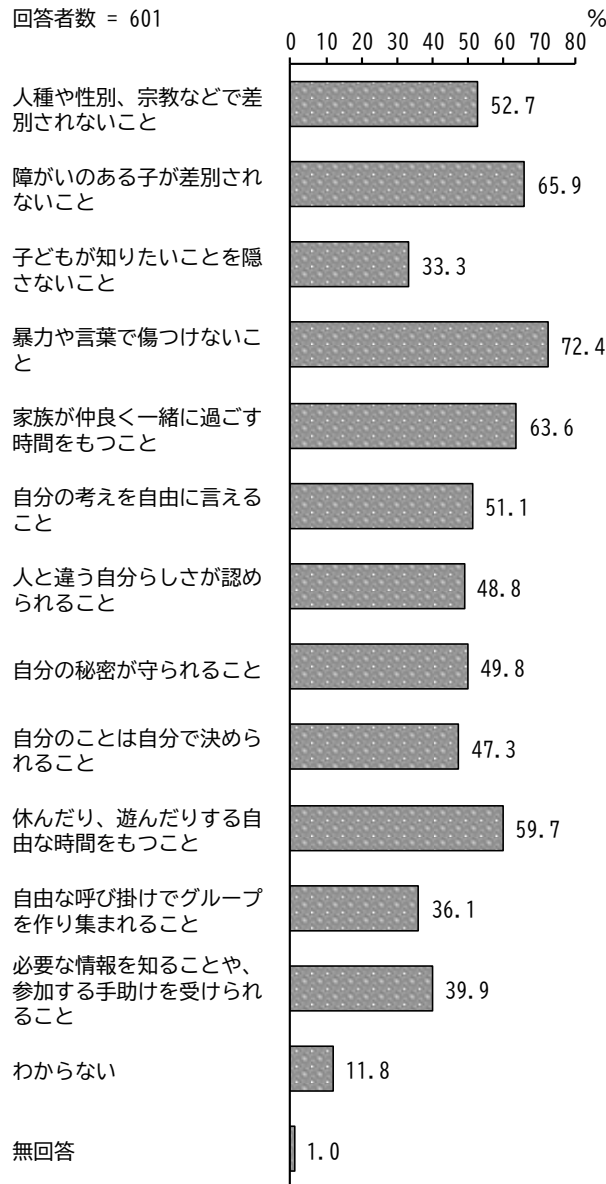


小学生本人では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が72.4%と最も高く、次いで「障がいのある子が差別されないこと」の割合が65.9%となっています。

中学生本人では、「障がいのある子が差別されないこと」の割合が79.5%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が75.5%となっています。

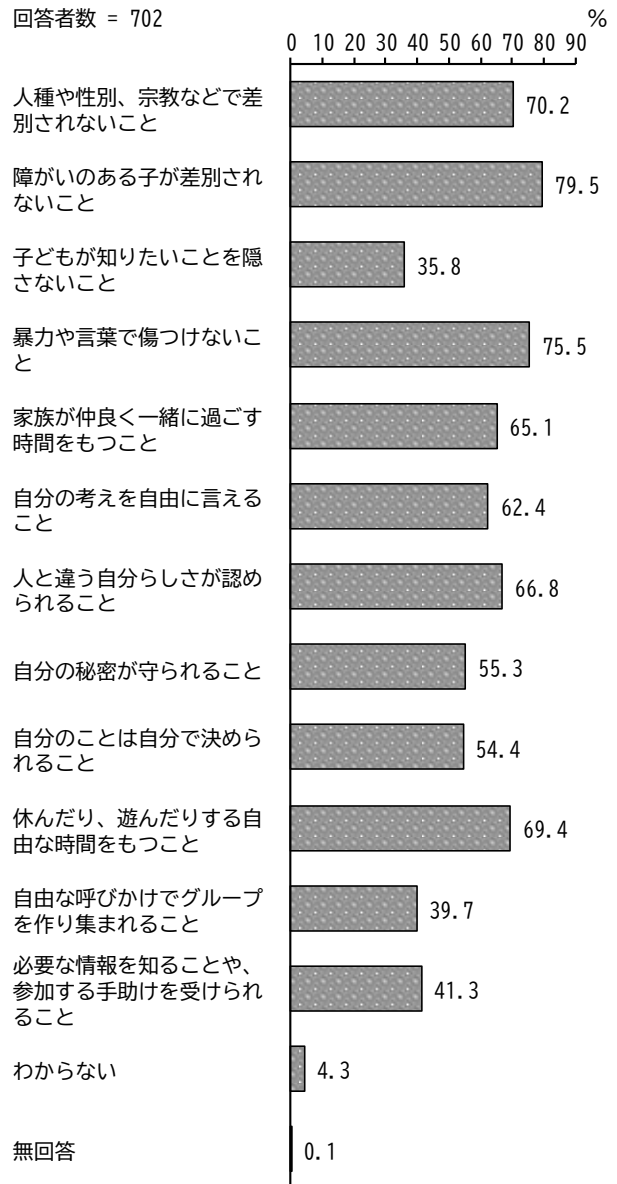
【小学生本人】

回答者数 = 601



【中学生本人】

回答者数 = 702



3 アンケート調査の総括

就学前児童・小学生・中学生保護者アンケート

- ・各世代共通して「食料」「衣服」を買えないことがあったと回答した割合は2割から3割程度みられます。
- ・母親で、パートやアルバイトからフルタイムに転換したいが、何らかの理由によって転換できない世帯が4割程度と高くなっています。
- ・育児休業取得率は未就学児で7割を超え、こどもが小さい世帯ほど育児休業を取得する傾向にあります。

小学生・中学生本人アンケート

- ・お手伝いなども含まれる可能性があるものの、小学生の3割ほどが家族の中に世話をしている人がいると回答しています。また、中学生でも1割弱の方が同様の回答をしています。
- ・世話をすることで経験したこととしては、特にないが最も多いものの、「自分の時間が取れない」「学校を休んでしまう」といった回答もあり、ヤングケアラーが一定数存在している可能性があります。

若者アンケート

- ・いつか結婚したいと思うかどうかについて、「いいえ」と回答をした方が2割程度いる状況です。結婚に対する不安として、「理想の相手にめぐりあえるか」に次いで、「経済的な面」が特に多く挙げられており、経済状況が原因で結婚に対して希望が持てない方がいる可能性があります。
- ・こどもを出産し育てていくために必要な取り組みとしては、「妊娠や出産に伴う医療費の補助」の割合が最も高く、次いで「仕事と家庭の両立ができる職場環境（育児休業・短時間勤務など）」「未満児（0～2歳児）保育の充実」の割合が高くなっています。

子どもの権利について

- ・子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、すべての世代で「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が高くなっています。
- ・保護者では、特に「自分の考えを自由に言えること」の割合が高く、小学生・中学生本人では「障がいのある子が差別されないこと」の割合が高くなっています。

4 中学生ワークショップ

(1) 実施概要

① 実施目的

こどもの視点を尊重し、こどもからの意見を計画策定の基礎資料とするため、オンライン上でのワークショップを実施しました。

② 開催日

令和6年10月10日（木）15時30分から16時30分

③ 参加者

市内中学校の生徒会長

中学校名	人数
萩原南中学校	1名
萩原北中学校	1名
小坂中学校	1名
下呂中学校	1名
竹原中学校	1名
金山中学校	2名
合計	7名

④ テーマ

テーマ①「下呂市の好きなところ」

テーマ②「子どもにとってどんなまちが住みやすいか」

(2) 意見の内容と総括

《テーマ①「下呂市の好きなところ」》

意見が「場所」「食べ物」「自然」「地域交流」という4つのカテゴリに分類されました。

「場所」「自然」のカテゴリでは、いずれも川、滝など自然豊かなところが好きであるという意見が挙げられていました。また、「食べ物」のカテゴリでは、地元の食材を評価する意見が出されていました。「地域交流」のカテゴリでは、地域での人との関わり合いが充実しているという意見が挙げられており、それに関連してイベントが多いことや、犯罪が少ないことも特徴として挙げられていました。

《テーマ②「子どもにとってどんなまちが住みやすいか」》

意見が「お祭り」「交通」「場所」「地域のつながり」という4つのカテゴリに分類されました。

「お祭り」のカテゴリでは、下呂市の祭りが思い出に残る重要なイベントであるという意見が挙げられていました。「交通」のカテゴリでは、市内の交通アクセスの悪さが指摘され、交通の便の充実を求める意見が挙げられていました。「場所」のカテゴリでは、公共施設や商業施設の充実を求める声が挙げられていました。また、子どもと触れ合える場所を求める意見もありました。「地域のつながり」のカテゴリでは、地域のつながりが強いまちを求める声が挙げられていました。そのためにも、イベントの充実などが重要であると述べられていました。また、地域内での見守りを求める声も挙げられていました。

《総括》

地域のつながりが本市の強みであり、住みやすいまちのためにも、つながりをより強化していくことが重要だとする意見が目立つ結果となりました。交流促進のためのイベント、地域内での見守りなどを推進していくことが重要になると考えられます。

(3) 参加者からの意見

《テーマ①「下呂市の好きなところ」》

【場所】

- ・ 竹原の川が好き
- ・ 馬瀬の川が良い
- ・ 滝が好き マイナスイオン

【食べ物】

- ・ 食べ物がおいしい
- ・ 鮎が好き
- ・ トマトが好き
- ・ 地域の人から鮎をもらうことがある

【自然】

- ・ 自然豊か
- ・ お寺に国の遺産に指定されている大杉がある
- ・ 自然と触れ合える場所が多い
- ・ 友達と遊ぶときに自然と触れ合える

【地域交流】

- ・ 溪流釣り大会での交流
- ・ 祭りが有名
- ・ 祭りが無形文化遺産に選ばれている
- ・ 人との関わりが多い
- ・ 地域との関わり
- ・ 他の学校との協力
- ・ 友だちや家族一緒に川で遊べる
- ・ 隣の人と仲良くすることができる
- ・ 犯罪などの面で安全
- ・ 人との関わりがあるので犯罪が少ない
- ・ 金山の花火祭りが復活し、下呂市中から人が集まる
- ・ 地域の人との関わりがたくさんある

《テーマ②「子どもにとってどんなまちが住みやすいか」》

【お祭り】

- ・ 金山の花火は、大人になっても記憶に残るので続けてほしい
- ・ 祭りを下呂に住んでいる外国人が喜んでいる。外国人をもっと呼べたらいいと思う
- ・ 小太郎祭りが開催されていて誰でも参加できる。小さい頃から参加していて思い出になる

【交通】

- ・ 高速道路があるといい
- ・ 坂が多いので無料で貸し出してくれる電動自転車等があればいい
- ・ 交通のアクセスが良くない。遊びに行くにも時間がかかってしまう
- ・ 下呂市内の移動は中学生だけでは難しいので、バスなどの送迎があるといい

【場所】

- ・公園が小さく、遊具が古い
- ・遊び場がある
- ・勉強スペースがある
- ・遊べる場所を近くに作ってほしい
- ・体育館（体を動かせる場所）
- ・小さい子どもが遊べるアスレチック場
- ・本屋がなくなってしまったので、駅に図書館を設立してほしい
- ・買い物ができる場所がほしい（遠出をしないといけないため）
- ・小さい子どもと触れ合える場所がほしい。（多世代交流ができる場所）

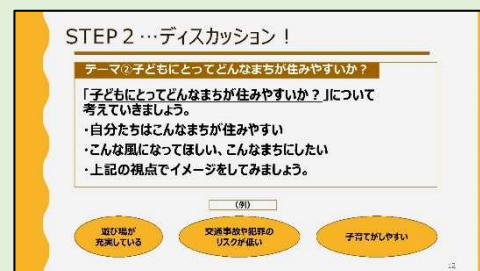
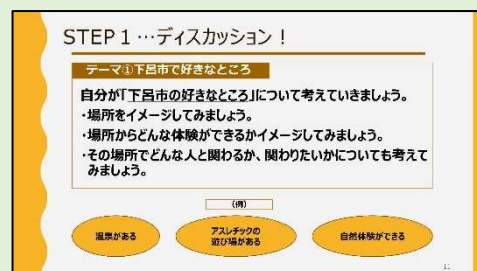
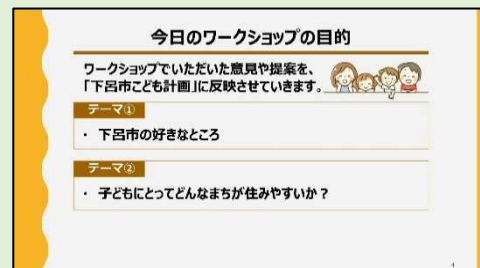
【地域のつながり】

- ・イベントができる広場
- ・地域のつながりが強いまちだと安心できる
- ・どの地域の人も気軽に集まれる場所が下呂市内にほしい
- ・地域内で情報や文化、伝統を交流できるイベントがあるといい
- ・スクールサポーターのように登下校を見守ってくれる人がいると大人も子どもも過ごしやすい

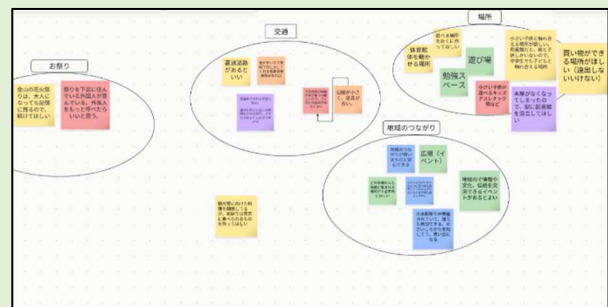
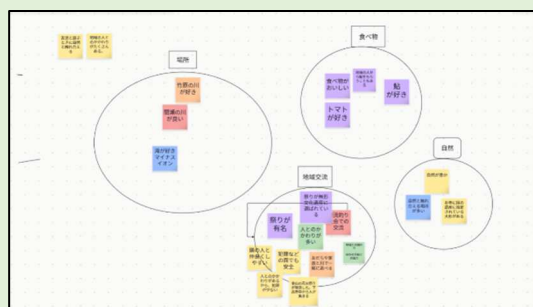
【その他】

- ・観光客に向けた料理を開発しているが、家庭でも日常的に食べられるものを開発してほしい

ワークショップ スライド（抜粋）



ワークショップ WEB画面



5 第2期子ども・子育て支援事業計画の検証

アンケート結果等を踏まえ、これまでの第2期子ども・子育て支援事業計画期間内における市の施策や取組の内容を、基本目標別に検証しました。

施策・具体的な事業	各施策の検証
基本目標1 「良質な教育・保育の提供」	
1-1 質の高い教育・保育環境の整備 ・バランスよく教育・保育を提供できるよう、利用者のニーズに応じた、多様で質の高い教育・保育環境の整備に努めます。 ≪取り組む事業≫ ●安定、安心な保育所運営 ●低年齢児保育の充実 ●年代に応じた幼児教育の提供 ●指定管理者との運営 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	各園独自で実施している保護者アンケートによると9割以上の保護者が園運営に関して肯定的な回答をしており、こうした結果から良質な教育・保育の提供がなされていると考えます。 今後はさらなる園児数の減少が見込まれる一方、未満児の割合が増加すると見込まれることから、保護者のニーズ把握に努め、各年齢に応じた特色ある幼児教育を実践し、魅力あるこども園を目指して一層取り組みます。
基本目標2 「充実した子ども・子育て支援の推進」	
2-1 保育支援 ・子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるよう支援を充実していきます。 ≪取り組む事業≫ ●時間外保育事業 ●1号認定の一時預かり事業【延長保育】 ●一時預かり事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●病児保育事業	突発的な理由による保育の需要が高まっており、ファミリーサポートセンターの令和5年度利用者数実績は、令和2年度と比較して3倍以上に増加し、一時預かりの利用実績もこどもの数が減少しているにもかかわらず利用者数は横ばいの状況です。 ファミリーサポートセンターのサポート会員（こどもを預かる方）や一時預かりを担う保育士の不足によって全てのニーズに対応できていない状況であるため、担い手の確保に努めすべてのニーズに対応できる体制の整備を目指します。 また、病児保育の需要が非常に高いにも関わらず未実施となっていることや、時間外保育や休日保育の需要も少数ではあるが一定程度あることから実施の是非についても検討を行います。

2-2 小学生の放課後支援 ・小学生児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の連携を促進し、総合的な放課後対策を計画的に進めます。 《取り組む事業》 ●放課後児童健全育成事業 ●新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブの需要は高く、令和5年度の利用児童（延人数）は、約24,000人と令和2年度から5割程度増加しました。 こうしたニーズに対応するため、指導員等の確保に努めていますが、十分に人員が確保できないことや高齢化により今後のニーズへの対応が困難な状況となっています。 また、アンケートでは約2割の利用者から利用時間の延長を求める意見があることや、夏場の熱中症対策を含めた安心安全な環境整備も課題となっていることから、そうした対応について検討します。
2-3 妊活・出産支援 ・妊活を支援し、安心して出産ができるよう、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施します。また、将来の子育てへの不安が緩和されるよう支援します。 《取り組む事業》 ●母子健康手帳交付時の保健指導 ●妊婦健康づくり助成 ●産婦健康づくり助成 ●産後ケア事業 ●不妊治療費助成 ●プレママ交流広場	妊活・出産に対する支援は、不妊治療費の保険適用、出産応援交付金の交付に併せた相談支援事業の開始、産後ケア（産後の心身の不調がある場合に、専門の医療機関から支援を受けられる制度）の自己負担率引き下げなど、ここ数年でかなり充実しました。 また、下呂市独自で体外受精・顕微授精の生殖補助医療が受けられる医療機関を受診するための交通費助成などの取り組みも開始し、切れ目ない支援を目指して取り組んでいます。 今後はこうした取り組みに加え、外国人妊婦や核家族の妊婦など、支援をより必要とする方々への対策を検討します。
2-4 家庭保育の見守り ・子育て、子育ての地盤となる家庭が、自信とゆとりを持って楽しく子育てできるように図ります。 《取り組む事業》 ●育児相談 ●子どもの健康づくり推進事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●出産育児一時金制度 ●児童手当 ●乳幼児小中学生医療費助成 ●学校通学費給食費助成 ●英語検定料助成	子育てする家庭が、精神的・経済的にゆとりを持って生活を送れるよう、育児相談の充実や経済的な負担軽減に取り組んできました。 アンケート結果では、各世代共通して子育て支援の満足度を高めるために、「手厚い経済的支援が必要」との意見が最も多く、市ではこうした声に応えるため、下呂市独自の出産祝金制度の創設や高校生の医療費無償化を開始したほか、国の施策として今年10月から児童手当の拡充も行われることから、経済的支援はますます充実する見込みです。 一方で、市独自の経済的支援をさらに充実させていくことには限界があるため、きめ細かい育児相談の実施など、ソフト事業を充実させることで、心のゆとりを得られるような取り組みを検討します。

2-5 児童保護 ・保護者の疾病や仕事、特殊な事情、または保護者からの虐待等で、家庭において保育が受けられない児童を保護します。また、児童虐待の恐れがある家庭を支援することで、虐待の未然防止に繋げ、児童の安全確保を図ります。 《取り組む事業》 ●養育支援訪問事業 ●子育て短期支援事業（児童養護施設）	家庭において保育が困難な多子世帯で、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を利用したい場合には、多子世帯向けの減免措置がないため、経済的負担を理由に利用を控える家庭も見受けられます。 本事業は、保護者の疾病や仕事などによる特殊な事情のみならず、保護者のレスパイト支援（介護や育児など、普段誰かのケアを行なっている人が休息できるように行う支援）としても利用が可能なことから、保護者の育児疲れ解消や子育て世帯の経済的支援の観点からも利用者負担金の見直しについても検討を進めていきます。
2-6 児童発達支援 ・精神、知的または身体に障がいのある子どもを育てる家庭の支援や、発達に遅れがある子どもを支援します。 《取り組む事業》 ●障がい児等養育支援 ●地域療育システム ●児童発達支援事業（さくらんぼ教室） ●加配保育士配置	障がいのあるこどもやその保護者を支援するため、障害児福祉手当や特別児童扶養手当の支給のほか、身体障がいに対する治療費の助成、さらに下呂市独自で通院・通所に係る交通費の支給などの支援を行ってきました。 一方で、障がいがある、またはその可能性があるこどもに対する児童発達支援や加配保育士の配置などの支援を他市と比べて手厚く行ってきましたが、保育士不足も相まって、支援を必要とするこどもに十分なサービスが行き届かなくなることが懸念されています。 また、こども園における医療的ケア児（人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童）の支援ニーズも高まりつつあることから、支援が必要なこどもに対し、適切な支援体制を構築できるよう検討を進めていきます。

2-7 地域子育て支援拠点の環境整備 ・保護者同士の交流の場所や機会を創出し、仲間づくりを促し、情報交換や相談などができる環境を整えます。また、子どもの遊び場や機会も創出し、地域での健全な子育て環境を整えます。 《取り組む事業》 ●子育て支援センター ●児童館 ●乳幼児学級 ●家庭教育支援チーム (子育てカフェ、赤ちゃんカフェ) ●子どもや保護者にやさしい公園整備の促進	アンケート結果によると子育て支援センターや児童館を利用したことがある未就学児の保護者の割合は7割から8割と高く、多くの保護者の交流の場として機能を果たしていきます。 また、令和6年度には、市内初となる大型遊具を設置した公園や、子育て支援センターや児童館の機能を複合的に組み合わせた子育て支援拠点も整備し、子育てしやすいハード整備に取り組む一方で、文部科学大臣表彰を受けた家庭教育支援チームのUPカフェ、赤ちゃんカフェなどのソフト事業にも継続的に取り組み、こどもの遊び場や保護者同士の交流の場を提供しています。 要望の多い公園整備については、金山地域と下呂地域での整備の検討を進めていますが、それらも含め、こどもや保護者の「居場所づくり」の観点からさらに健全な子育て環境の整備を行います。
2-8 家庭相談・情報共有 ・きめ細かな子育て支援を提供するため、保護者が気軽に相談を受けたり情報を得たりすることができる体制を整えます。 《取り組む事業》 ●家庭相談 ●引きこもり児童等居場所確保 ●利用者支援事業 (子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター) ●情報発信 (子育て応援ブック、かえるねっと、下呂市メール)	保護者が抱える様々な悩みに対する必要な支援を届けることや、相談することで保護者の心理的な安定を得られるようにすることなどを目的として、令和6年度に「下呂市こども家庭センター」を設置しました。 当センターでは多岐にわたるケースに対応していることから、関係機関との研修会等において優良事例として紹介されるなど高い評価を受けていますが、アンケートでは、センターの認知度は8割未満であり2割以上の保護者に認知されていない状況です。 こうした状況を受け、保護者が気軽に相談できる相談体制の整備に合わせ、これらの情報を確実に届ける情報発信をさらに強化する必要があります。 従来のHPに加え、この期間中に開始した子育てガイドブックの発行やSNSの活用など、新たな手法も組み合わせ情報を確実に届ける仕組みを検討します。

基本目標3「多子世帯・ひとり親や生活困窮世帯等への支援」	
3-1 多子世帯支援 ・多子世帯を支援するため、経済的負担の軽減を図ります。 《取り組む事業》 ●第3子以降保育料の下呂市独自軽減 ●第3子以降の国保税均等割軽減	第3子以降の保育料や国保税均等割の軽減を行うなど、多子世帯の負担軽減に取り組んでいますが、現在、第2子以降の保育料軽減制度の見直しを検討しており、これにより負担軽減の対象範囲が拡大する可能性があります。 今後はこうした多子軽減を適用する制度の拡充を図るなど、多子世帯に対する一層の負担軽減を検討します。
3-2 ひとり親世帯支援 ・子育てしていくのに多くの困難を伴うひとり親世帯を支援します。 《取り組む事業》 ●児童福祉金、児童扶養手当 ●母子生活支援施設 ●ひとり親世帯自立支援事業 ●母子父子家庭等医療費助成・就学支援	ひとり親世帯は経済的、心理的（孤独感や精神的な負担）、社会的（孤立、社会サービスへのアクセス）な課題や悩みを抱えやすい傾向にあり、児童扶養手当や下呂市独自の児童福祉金の支給などによる経済的な支援、国の制度による就労支援や生活支援など様々な支援を行っています。 今後もそれぞれが抱える課題や悩みに対し必要な支援が届くよう、相談体制の強化を図ります。
3-3 家庭内暴力・DV対策 ・児童虐待の要因となり得る課題を抱えた家庭へ対策を図ります。 《取り組む事業》 ●家庭内暴力・DV対策に係る啓発 ●DV被害等の緊急一時保護	令和元年度から令和3年度にかけてDV被害による緊急保護を行っており、件数は多くはないものの下呂市でも対策を講じる必要があります。 関係機関との連携体制を確立し、日ごろから心配な家庭の状況把握に努めることで、未然防止を図るとともに、当該事案が発生した場合には速やかに対応できる体制を整えます。
3-4 生活困窮世帯支援 ・経済的に困窮して、子育てに困っている世帯を支援します。 《取り組む事業》 ●実費徴収に係る補足給付事業 ●要保護・準要保護児童生徒就学支援、育英資金	生活困窮世帯に対して小中学校の就学支援金の支給などの支援を行っていますが、アンケートによると全世代を通して、経済的な理由によって食料や衣服を買うことができない世帯は約2割、電気・ガス・水道の支払いができない世帯も約1割いることが判明しました。 また、そうした世帯の半数以上が、「こども食堂」などの食事の支援や学習支援を求めていることから、こうした状況を踏まえ、これまでの経済的な支援に加え、食事や学習の支援についても検討を行います。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、第2期下呂市子ども・子育て支援事業計画の理念や方向性などを継承しつつ、『こども大綱』や下呂市第三次総合計画の目指すまちづくりも踏まえて、「こどもと若者、子育て世代の誰もが日々幸せを感じられるまち 下呂市」とします。

第2期下呂市子ども・子育て支援事業計画では、こどもの最善の利益を実現することはもとより、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担うこどもの健全育成を図ることを目指し「みんなで子育て、子育てを支えるまち 下呂市」を基本理念として施策を推進してきました。

また、下呂市第二次総合計画における子育て支援の分野では、“子育てしやすい環境をつくります”を掲げ、良質な子育て支援環境が整備された、「こどもを生み育てやすいまち」、「地域社会全体・市民みんなで子育て支援に積極的に取り組むまち」を目指してきました。

こうした考え方を踏襲しつつ、本計画では、近年のこども施策における重要な考え方である「こどもまんなか社会」の実現という視点も取り入れていきます。

この考え方では、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもの権利を守るという、まさにこどもをまんなかに据えた施策の推進が求められています。

それに加え、本計画では、第2期計画までの幼児期・学童期・思春期のこどもだけでなく、青年期も含めた若者も対象とします。次代を担うこどもと若者が権利の主体として健やかに育ち、子育て世代の方が安心して子育てができる環境を整備することを重要課題と捉えます。そのような社会を実現することで、こどもと子育てに関わる全ての人が、日々幸せを感じられるまちをつくることを目的として、下記の基本理念を設定しました。

【 基 本 理 念 】

こどもと若者、子育て世代の誰もが
日々幸せを感じられるまち 下呂市

2 基本目標

(1) 全てのこども・若者が健やかに成長できるまち

- こどもたちにとって最適な教育・保育環境で、質の高い教育と保育を提供します。
- このまちの魅力を感じながら、豊かな心と健やかな体を育むことができる環境づくりに取り組みます。
- こどもたちが安心して自由に過ごせる場所や気軽に悩みを相談できる場所など、こどもや若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。
- 若い世代が不安なく希望を持って暮らせるよう、結婚や就労の支援と悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実に取り組みます。

(2) 安心してこどもを産み心穏やかに子育てができるまち

- 妊娠から産後までのきめ細やかな切れ目のない支援と安心できる医療提供体制の確保により、母子の健康を守ります。
- 将来に向けて不安なく暮らせるよう、子育てや教育等に関する経済的な負担の軽減を図ります。
- 子育てに対する不安や負担を抱えることなく、ゆとりを持って子育てできるよう、子育て家庭の様々なニーズに応じた多様で柔軟な子育て支援サービスを提供します。
- 子育て家庭同士がつながることができる場所の提供や、子育てを行う方々が必要なサービスにアクセスできるわかりやすい情報発信を行います。
- ひとり親世帯の社会的な孤立を防ぐとともに生活の安定に向けた支援に取り組みます。

(3) さまざまな事情に寄り添い 困難を乗り越えることができるまち

- 貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活の安定に向けた経済的な支援と相談体制の充実の両面に取り組みます。
- 関係機関との連携を密にし、児童虐待やヤングケアラーの未然防止と早期発見に向けた体制を整備します。
- 障がいや特別な配慮が必要なこどもを支援するとともに、そうしたこどもを育てる親に寄り添い、ゆとりを持って子育てができるよう支援の充実を図ります。

(4) こどもの成長と子育てを地域全体で支えるまち

- 市民全体でこどもたちの権利について考えることで、こどもにとってより良い社会を実現するため、子どもの権利に関する理解促進に取り組みます。
- 外国人のこどもたちが安心して暮らし、日本人と同じように活躍できる多文化共生社会の実現に取り組みます。
- 子育てと仕事が両立できるよう、働き方に対する職場の意識改革や、事業者への支援制度の普及促進に加え、共働き世帯などへの子育て支援サービスを充実させます。
- こどもや若者の声が届く仕組みづくりに取り組みます。



3 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策 〕

こどもと若者、子育て世代の誰もが日々幸せを感じられるまち
下呂市

1 全てのこども・
若者が健やかに
成長できるまち

質の高い教育や保育の提供

豊かな心と健やかな体づくり

多様な居場所づくり

若い世代の希望の実現と不安の解消

2 安心してこどもを
産み心穏やかに子
育てができるまち

切れ目のない保健・医療の確保

子育てや教育等に関する経済的負担の軽減

安心してこどもを預けられる受け皿づくり

子育てに関する情報共有と情報発信

ひとり親世帯への支援

3 さまざまな事情に
寄り添い困難を
乗り越えることが
できるまち

貧困家庭への支援

虐待・ヤングケアラー等への支援

障がい児・医療的ケア児等への支援

4 こどもの成長と
子育てを地域全体
で支えるまち

こどもの権利に関する理解促進

多文化共生の推進

家庭と仕事の両立の実現

多様な声を施策に反映させる仕組みづくり

第4章

取り組む事業の内容と目標

1 全てのこども・若者が健やかに成長できるまち

(1) 質の高い教育や保育の提供

こどもたちにとって最適な教育・保育環境で、質の高い教育と保育を提供します。

【質の高い教育・保育の充実】

取り組み・事業	内容	担当課
こども園から中学までの切れ目のない教育・支援の実施	令和6年度に示した「下呂市の教育の方針と重点」に基づき、こども園から中学校までの12年間の一貫した切れ目のない支援や教育を提供し、「ふるさとの風を感じ、未来に向かってたくましく生き抜く力を持つ人の育成」に取り組めます。	学校教育課
こども園改革の推進	専門的な知識を有する講師による運動遊びやリズムミックなどを取り入れることで、こどもの基礎的な能力を一層高めることができる魅力的なこども園の運営に取り組めます。	こども家庭課
保育の質の向上のための研修等	保育の質の向上を図るため、保育士や保育支援員等の研修を定期的実施します。	こども家庭課
保育提供体制の強化	保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、保育士の配置基準の改善について検討を行います。	こども家庭課
保育現場におけるICTの活用	ICTの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備します。	こども家庭課
教育実践講座の実施	夏季休業の期間に教職員対象の教育実践講座を実施し、教職員の視野を広め、資質および指導力の向上を目指します。	学校教育課

【教育・保育等に係る環境整備】

取り組み・事業	内容	担当課
教育・保育環境の整備	こどもたちにとって最適な教育・保育環境を検討し、その実現を目指すとともに、安心安全に生活できる施設整備に取り組めます。	学校教育課・こども家庭課

取り組み・事業	内容	担当課
学業支援員等の設置	市内の各学校に学業支援員や不登校対策教育指導員、校内支援センター指導員などを配置し、こどもの個性に応じた学校生活や学習のサポートを行います。	教育総務課
部活動の地域移行	部活動指導者を対象に、地域移行について周知を図るとともに、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を図るため、市における持続可能な部活動のあり方を検討します。	学校教育課

(2) 豊かな心と健やかな体づくり

このまちの魅力を感じながら、豊かな心と健やかな体を育むことができる環境づくりに取り組みます。

【こども・若者の健康増進】

取り組み・事業	内容	担当課
乳幼児の健康診査	◆こどもの健やかな成長と発達のため、保健師・栄養士・歯科衛生士等によるこどもの体や栄養に関する集団指導や、内科診察や歯科検診などの各種健診を成長段階に応じて実施します。 ◆出生後1か月のこどもの健康管理と保護者の経済的な負担軽減のため、1か月児健康診査の費用の一部を助成します。	健康課
予防接種の充実	◆予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。 ◆定期予防接種に定められていないおたふく風邪・こどもや妊婦のインフルエンザ・大人の風疹に係る予防接種費用の一部を助成します。	健康課
こどもの虫歯予防	虫歯を予防するため、年中児から中学生までを対象にフッ化物洗口を実施します。	健康課
こども・若者健診	中学生（3年生）や高校生のほか、39歳までの若年層を対象とした健康診査を実施し、生活習慣病の予防など生涯を通じた健やかな体づくりに取り組みます。	健康課
こども園での健康教育の推進	こどもの頃から健康な生活習慣を身につけ、将来、生活習慣病や虫歯といった病気にかかるリスクを減らすため、年中・年長児の保護者に対して健康教育を行います。年中児は虫歯予防と身体の使い方、年長児は尿検査実施とその結果に基づく保健・栄養指導を行います。	健康課
食育の推進	こどもたちの食への関心を高め、健全な食習慣の確立を目指した食育を推進します。	健康課

取り組み・事業	内容	担当課
心の健康に関する普及啓発	心の健康状態をパソコンや携帯電話で手軽にチェックできるシステムをホームページ上に掲載し、心の健康に関する普及啓発などを行います。	健康課

【様々な体験や経験ができる機会の創出】

取り組み・事業	内容	担当課
姉妹都市交流	異文化や多様性を理解し体験することで海外への関心を深め、グローバルな視野での人格を育むことや、この経験によって郷土の良さを再認識することを目的として、中学生の海外派遣を行います。	教育総務課
芸術鑑賞体験	児童生徒の豊かな感性や創造性を育むため、質の高い音楽や演劇などの文化芸術に触れる機会を提供します。	教育総務課
青少年の健全育成の推進	◆青少年を健全に育成するため、青少年育成推進員を中心に様々な活動を展開するとともに、こどもたちのボランティア活動などを支援します。 ○青少年育成顕彰・少年の主張大会 ・「わかあゆ賞」の表彰と中学生が少年の主張を発表する機会を提供 ○WakuWaku インターナショナルフェア ・青少年育成推進員やジュニアリーダー、中学生海外派遣団などが運営スタッフを担い、楽しみながらいろいろな国の文化に触れる機会を提供 ○親子わくわく科学体験 ・サイエンスの会と中高生ボランティアが運営して楽しみながら科学に親しめる場を提供 ○子ども会・ジュニアリーダー活動 ・交流キャンプ開催、各種研修会や定例会で子ども会支援の技能を高めたり、他地域のジュニアリーダーとつながる機会を提供	地域振興課
トップアスリートとの交流	F C岐阜のサッカー教室や高地トレーニングエリアを訪れるトップアスリートとの交流を通して、こどもたちの夢を育みます。	まちづくり推進課
中学校音楽会の実施	中学校音楽会を通じて他校生徒との交流を促すとともに、こうしたイベントを生徒自らが企画運営を行うことで、自主性や創造性、柔軟性を育み、効果的な学びの場を創出するダイナミックな取り組みを促進します。	学校教育課

取り組み・事業	内容	担当課
こどもの移動手段の確保	小中学校やその保護者から、市内の公園や子育て支援施設など、こどもの居場所となる拠点へ、こどもだけで移動できる交通手段を求める声が高まっています。そのため、交通手段を持たないこどもが目的地まで安全に移動できる仕組みを検討します。	こども家庭課・まちづくり推進課

【郷土愛醸成のためのふるさと教育等の推進】

取り組み・事業	内容	担当課
地域学校協働活動	学校と地域住民・事業所などが連携・協働し、こどもを核とした人づくりと地域づくりを行います。各地域の創意と工夫により、こどもたちが地域行事への参加や地元企業での職場体験などに取り組み、こうした活動の中で地域の人との関わり、地元の良さを感じたり、自己有用感を高めます。	地域振興課
「二十歳のつどい」の開催	20歳の節目を迎えた若者を祝福するとともに、社会の一員としての自覚と地域社会とのつながりを深めることなどを目的に「二十歳のつどい」を開催します。	地域振興課
ふるさと給食の提供	学校給食に地元の食材をふんだんに使用した郷土料理（ふるさと給食）を提供することで、給食を通じた郷土愛の育成や食育の推進を図ります。	教育総務課
木育・森林環境教育（ぎふ木育）の推進	こどもたちに対し、森林の持つ役割や森林の大切さを伝えるため、年齢に応じて木や森林と親しむ「ぎふ木育」の学習を推進します。	林務課

【スポーツ活動の推進】

取り組み・事業	内容	担当課
生涯スポーツの普及	こどもたちが生涯にわたってスポーツに取り組むことによって心と体の健全な発育を促すため、気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えます。	まちづくり推進課
部活動の地域移行 〔再掲〕	部活動指導者を対象に、地域移行について周知を図るとともに、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を図るため、市における持続可能な部活動のあり方を検討します。	学校教育課

(3) 多様な居場所づくり

こどもたちが安心して自由に過ごせる場所や気軽に悩みを相談できる場所など、こどもや若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。

【こども・若者の視点に立った居場所づくり】

取り組み・事業	内容	担当課
学童保育クラブの運営	仕事などで日中保護者がいない小学生の居場所として学童保育クラブを運営します。近年増加するニーズに対応するため、指導員確保や利用条件の見直しなどを検討します。	こども家庭課
児童館の運営	地域のこどもたちの健全な育成のため様々な活動を行い、自由に遊び、学び、そして成長できる場所となる児童館を運営します。	こども家庭課
こどもの居場所づくり	現代のこどもたちの多様なニーズに応え、健やかな成長を支援するため、市内児童福祉施設において食事や遊び、学習の場の提供のほか、SNS等を活用した相談支援など、こどもたちの「居場所づくり」に取り組みます。	こども家庭課
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援)	保育施設等に通っていない生後6ヶ月から満3歳未満のこどもの成長を支援するため、保護者の就労要件などは問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で通園させることができる新たな通園サービスを実施します。	こども家庭課
公園の整備	こどもや子育て世代の居場所として遊具を備えた公園整備を進めるとともに、熱中症対策など気候変動に対応した、年間を通してこどもが自由に遊ぶことができる公園の整備を目指します。	まちづくり推進課



【こどもや保護者等が不安や悩みを相談できる場所の整備】

取り組み・事業	内容	担当課
いじめ問題の防止対策	市内の小中高等学校と特別支援学校の生徒指導担当教諭を対象に、市のいじめや不登校の現状についての研修を行います。また、いじめ問題専門委員（弁護士や大学教授など）からの助言を受け、いじめや不登校の未然防止につなげます。	学校教育課
教育相談（不登校対策）の強化	市内小中学校の教育相談担当教諭を対象に、専門家（大学教授など）による不登校対策についての研修を行い、児童生徒の支援の在り方を考えます。年3回の研修を行うことで、仮説、実践、検証ができ、次年度の支援の方向が明確となります。	学校教育課
教育支援センター（ふらっと）の設置	不登校になりつつあるこどもなど、支援が必要なこども一人ひとりにあった個別の活動支援を行うため、ニコリエや各学校内に校内支援センター「ふらっと」を設置します。また、校内教育支援センター職員を対象に、月1回センターの運営について交流し、こどもたちの居場所づくりや社会性を広げるためのつながりづくりに取り組みます。	学校教育課

（４）若い世代の希望の実現と不安の解消

若い世代が不安なく希望を持って暮らしていけるよう、結婚や就労の支援と悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実に取り組みます。

【就労支援など雇用と経済的基盤の安定に向けた支援】

取り組み・事業	内容	担当課
地元高校就職者奨励金の支給	市内の高等学校および特別支援学校を卒業し、市内事業所に初めて正規労働者として就職された方に奨励金を交付します。	商工課
市内事業所就職奨励金の支給	市内事業所に初めて正規労働者として就職し、引き続き10か月以上同一事業所に勤務した方に奨励金を交付します。	商工課
奨学金の返還減免制度の創設	市内事業所に就労する若者の経済的な負担を軽減し、不安なく生活できる環境を提供するため、大学等の在学中に受け取った奨学金の返済金額の一部を減免する新たな制度の創設に取り組みます。	商工課

取り組み・事業	内容	担当課
企業誘致の推進	若者の新たな雇用の場を創出するため、誘致可能な施設・用地の把握と確保に努め、企業誘致にかかる支援策の充実を図ります。	商工課

【結婚を希望する方への支援と結婚に伴う新生活への支援】

取り組み・事業	内容	担当課
結婚新生活支援	新婚世帯の経済的負担軽減のため、市内の住宅取得やリフォームに係る費用のほか、家賃、引越し費用の一部を補助します。	社会福祉課
結婚相談	結婚相談所を開設し、結婚相談に応じて、結婚に意欲を持った方に出会いの場を提供し、婚姻率向上への働きかけを行います。	社会福祉課

【悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実】

取り組み・事業	内容	担当課
心の健康に関する普及啓発〔再掲〕	心の健康状態をパソコンや携帯電話で手軽にチェックできるシステムをホームページ上に掲載し、心の健康に関する普及啓発などを行います。	健康課



2 安心して子どもを産み心穏やかに子育てができるまち

(1) 切れ目のない保健・医療の確保

妊娠から産後までのきめ細やかで切れ目のない支援と安心できる医療提供体制の確保により、母子の健康を守ります。

【妊娠・出産・産後の健康管理等に係る支援】

取り組み・事業	内容	担当課
生殖補助医療通院 交通費の助成	保険診療による不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている方に対し、経済的な負担を軽減するため、通院にかかる費用の一部を助成します。	健康課
母子手帳の交付と妊婦 健康診査費の助成	お母さんとおなかの赤ちゃんの健康管理と安心安全なお産ができるよう、妊娠届を提出した妊婦に対し、母子手帳の交付に合わせて保健師や栄養士からの指導を行うとともに妊婦健康診査の受診票を14回分交付します。	健康課
多胎妊婦健康診査	双子や三つ子等の多胎妊娠は母体や胎児に大きな負担がかかることから、この負担を軽減するため、該当する妊婦に対して妊婦健康診査の受診票を追加で交付します。	健康課
ママサポート 119	下呂市内に居住する妊婦または里帰り出産のため市内に滞在している妊婦で分娩時に移動手段がない場合や、医師から救急車の要請指示があった場合等に消防本部と連携し、救急車で産院まで搬送します。	健康課
妊産婦への伴走型相談 支援	全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談等を通じて出産・育児の相談や、それに応じた情報提供を行い必要な支援につなげます。	健康課
妊婦健康診査等交通費 助成	安心して出産を迎えられるよう、妊婦健診に伴う助産所又は医療機関への移動にかかる費用を助成します。	健康課
産婦健康診査費の助成	出産後の母親の健康管理と経済的な負担軽減のため、産後2週間と4週間で行う産婦健康診査の費用の一部を助成します。	健康課
新生児聴覚検査費の 助成	聴覚障がい早期発見と早期治療、療育につなげるため、出生後に行う新生児聴覚検査（自動ABR）にかかる費用の一部を助成します。	健康課
母乳育児相談の充実	産後4か月までに受けた母乳に関する相談や乳房マッサージの費用（保険外）の一部を助成します。	健康課

取り組み・事業	内容	担当課
乳児超音波検査費の助成	病気の早期発見・早期治療につなげるため、生後4か月未満児を対象に超音波検査（心臓・腎臓・股関節）を行います。	健康課
赤ちゃん訪問 （乳児家庭全戸訪問）	生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うことで、健やかな成長と発達や見通しをもって子育てができるよう支援します。	健康課
産後ケア	出産後に家族等から十分な家事や育児の支援が受けられず、心身の不調や育児不安などを抱える方に対して必要な産後ケアを行うことで、乳児とその母親の健康を守り、健やかな育ちを支援します。	健康課
育児相談の充実	こどもの健やかな成長と発達を継続的に支援していくため、保健師・栄養士による育児相談や、助産師による出産や産後の生活などに関する相談の場を提供します。	健康課

【医療提供体制の確保】

取り組み・事業	内容	担当課
医師の確保対策	医療機関と連携して医師の招へいに取り組むほか、医学生を対象とした「地域医療セミナー」の実施や、医師住宅の整備などの医療従事者が働きやすい環境整備に向けた検討を行うなど、医師の確保に取り組めます。	医療対策課

（２）子育てや教育等に関する経済的負担の軽減

将来に向けて不安なく暮らせるよう、出産や子育て、教育等に関する経済的な負担の軽減を図ります。

【出産・子育てに関する経済的負担の軽減】

取り組み・事業	内容	担当課
生殖補助医療通院 交通費の助成〔再掲〕	保険診療による不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている方に対し、経済的な負担を軽減するため、通院にかかる費用の一部を助成します。	健康課
母子手帳の交付と妊婦 健康診査費の助成 〔再掲〕	お母さんとおなかの赤ちゃんの健康管理と安心安全なお産ができるよう、妊娠届を提出した妊婦に対し、母子手帳の交付に合わせて保健師や栄養士からの指導を行うとともに妊婦健康診査が受診できる受診票を14回分交付します。	健康課

取り組み・事業	内容	担当課
多胎妊婦健康診査 〔再掲〕	双子や三つ子等の多胎妊娠は母体や胎児に大きな負担がかかることから、この負担を軽減するため、該当する妊婦に対して妊婦健康診査の受診票を追加で交付します。	健康課
妊婦のための支援給付金の支給	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てするための経済的な支援として「妊婦のための支援給付金」を支給します。	こども家庭課
出産祝金の支給	こどもの出産を祝福するため、岐阜県が実施している第2子以降の出産祝金に加え、こどもの人数に応じて受け取ることができる市独自の出産祝金制度を設け、第1子から手厚い祝金を支給します。	こども家庭課
出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合に出産育児一時金を支給します。	市民サービス課
妊婦健康診査等交通費助成〔再掲〕	安心して出産を迎えられるよう、妊婦健診に伴う助産所又は医療機関への移動にかかる費用を助成します。	健康課
産婦健康診査費の助成 〔再掲〕	出産後の母親の健康管理と経済的な負担軽減のため、産後2週間と4週間で行う産婦健康診査の費用の一部を助成します。	健康課
新生児聴覚検査費の助成〔再掲〕	聴覚障がい早期発見と早期治療、療育につなげるため、出生後に行う新生児聴覚検査（自動ABR）にかかる費用の一部を助成します。	健康課
乳児超音波検査費の助成〔再掲〕	病気の早期発見・早期治療につなげるため、生後4か月未満児を対象に超音波検査（心臓・腎臓・股関節）を行います。	健康課
児童手当の支給	18歳になった年度の3月31日を迎えるまでの子を養育している方に児童手当を支給します。	市民サービス課
紙おむつ処分用ごみ処理券の支給	3歳児未満のこどもを育てている保護者に対してごみ処理券を無料配布し、紙おむつの処理にかかる経済的負担を軽減します。	こども家庭課
予防接種の充実〔再掲〕	◆予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。 ◆定期予防接種に定められていないおたふく風邪・こどもや妊婦のインフルエンザ・大人の風疹に係る予防接種費用の一部を助成します。	健康課
保育料の負担軽減	第2子の未満児保育料の減免を受けることができる対象を拡大します。	こども家庭課
こどもの医療費助成	18歳になった年度の3月31日を迎えるまでの子の医療費の保険内自己負担額を助成します。	市民サービス課

【教育に関する経済的負担の軽減】

取り組み・事業	内容	担当課
ランドセルの無償配布	小学校入学を迎えるこどもがいる世帯の経済的な負担を軽減するため、希望する世帯に対してランドセルを無償で配布します。	教育総務課
校外学習費の支援	社会見学などの校外活動にかかる費用を市が負担することで、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。	教育総務課
学校給食費の減免	◆経済的な負担が大きくなる中学生を育てる保護者に対して給食費の半額を減免し、経済的な負担の軽減を行います。 ◆児童・生徒を対象に、物価高騰による給食費の値上げ相当分を助成します。	教育総務課
部活動への支援	部活動にかかる保護者の経済的な負担を軽減するため、各種支援を実施します。 ・育成会への補助金交付 ・中体連の交通費と宿泊費にかかる補助金交付 ・合同部活動の移動費用にかかる補助金交付 ・部活動指導員にかかる謝礼金支給	教育総務課
中学生遠距離通学者への補助金	通学に自転車が必要な世帯やバスを利用する世帯など、遠距離通学を行う世帯の経済的な負担軽減のため、自転車やバスの定期券等の購入費用の一部を補助します。	教育総務課
高校生への通学費支援	高校生の通学費が家計の負担となっていることから、高校生のバス通学にかかる費用を補助します。また、ＪＲなどバス以外の交通手段で通学する学生への支援についても検討します。	まちづくり推進課
新たな奨学資金制度の創設	大学等への進学を希望する、意欲ある学生とその保護者を支援するため、利用しやすい新たな奨学資金制度の創設に取り組みます。	教育総務課



(3) 安心してこどもを預けられる受け皿づくり

子育てに対する不安や負担を抱えることなく、ゆとりを持って子育てできるよう、子育て家庭の様々なニーズに応じた多様で柔軟な子育て支援サービスを提供します。

【ニーズに合わせた保育サービスの提供】

取り組み・事業	内容	担当課
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援) [再掲]	保育施設等に通っていない生後6ヶ月から満3歳未満のこどもの成長を支援するため、保護者の就労要件などは問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で通園させることができる新たな通園サービスを実施します。	こども家庭課
ファミリーサポートセンターの運営	「育児の援助を受けたい方」と「育児を援助したい方」が互いに会員となり、互いに援助し合う仕組み（ファミリーサポートセンター）を活用し、緊急時の預かりやひとり親家庭の支援など多様なニーズに対応します。会員の確保と制度の普及促進を図るため積極的な発信を行います。	こども家庭課
延長保育	通常の利用時間外における認定こども園等での延長保育のニーズや、こどもの心身の負担を考慮したうえで、必要に応じて延長保育の実施を検討します。	こども家庭課
一時預かり保育	保護者の仕事や病気のほか、私的な都合などで児童の保育が困難な場合に、保育所で一時的な預かり保育を行います。	こども家庭課
病児保育	子育て家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、病気などでこども園や小学校で集団生活を送ることができない児童を、専用の施設で一時的に預かるサービスを実施します。	こども家庭課
未満児保育の充実	未満児保育のニーズが高まっている状況を受け、現在、受入施設が限定されている生後6ヶ月からの未満児保育の受入施設の拡大を検討します。併せて0歳児の未満児保育に係る保育士の配置基準の見直しについても検討することで未満児保育のさらなる充実を図ります。	こども家庭課

【保育や子育て支援人材の確保と育成】

取り組み・事業	内容	担当課
保育人材の確保対策	保育士を確保することで保育サービスを安定的に提供し、子育て世代のニーズに対応するため、市内の保育施設に新たに従事する保育士に対して、就職奨励金の交付や家賃補助などを行います。	こども家庭課
保育の質の向上のための研修等〔再掲〕	保育の質の向上を図るため、保育士や保育支援員等の研修を定期的実施します。	こども家庭課

(4) 子育てに関する情報共有と情報発信

子育て家庭同士がつながることができる場所の提供や、子育てを行う方々が必要なサービスにアクセスできる分かりやすい情報発信を行います。

【地域での子育てや家庭教育の支援】

取り組み・事業	内容	担当課
地域子育て支援センターの運営	0歳から未就園児を対象にした子育て支援センターを運営し、こどもと遊びながら情報交換や仲間づくりができる場を提供するほか、こうした場で保育士が子育ての不安や悩みなどに対する相談に応じるなど、サポートを行います。	こども家庭課
いのちのふれあい講座・親学び講座の実施	◆市内小中学校や特別支援学校を対象に、命の大切さや性に関する正しい知識を身につけるための講座（いのちのふれあい講座）を開催し、自他の幸せを考えた自己決定ができるこどもを育成します。 ◆親子での体験活動や講話などを通して、親子の触れ合いや学びの場を提供するため、市内小学生親子を対象に親学び講座を開催します。	地域振興課
赤ちゃんカフェ・子育てカフェの実施	地域の子育て経験者が中心となって、子育ての悩みを相談したり、互いにアドバイスしあえる交流の場を提供し、きめ細やかな相談体制の充実を図るとともに、母親の居場所づくりや家庭教育支援に取り組みます。	地域振興課
こども家庭センターの設置	子育てやこどもとの関係に悩む保護者や、悩みを抱えるこどもに寄り添い、課題の解決に向けて必要な支援につなぐための相談窓口としてこども家庭センターを設置します。	こども家庭課

【子育てに関する情報発信】

取り組み・事業	内容	担当課
子育て情報の一元的な発信	市の子育て支援に関する取り組みやイベント情報など、子育てに関係する情報を一元化して発信する枠組みを検討します。	こども家庭課
子育て応援ブックの発行	妊娠や出産、子育てをする全ての方々に市の子育て支援サービスや関連施設などを広く周知するため、「子育て応援ブック」を発行します。	こども家庭課

(5) ひとり親世帯への支援

ひとり親世帯の社会的な孤立を防ぐとともに生活の安定に向けた支援に取り組みます。

【保護者の就労支援】

取り組み・事業	内容	担当課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の保護者がホームヘルパーや医療事務など職業能力開発のための講座を受講する場合などに受講料の一部を支給します。	こども家庭課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、親またはその児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、修了したときや合格したときに受講費用の一部を支給します。	こども家庭課
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、看護師や保育士などの国家資格やデジタル分野の民間資格など、就職の際に有利となる資格取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援します。	こども家庭課

【ひとり親世帯への経済的な支援】

取り組み・事業	内容	担当課
児童扶養手当の支給	18歳になった後の最初の3月31日を迎えるまでの子を養育している、ひとり親家庭等の保護者に児童扶養手当を支給します。	市民サービス課
ひとり親家庭の医療費助成	ひとり親家庭の保護者とその子（18歳になった後の最初の3月31日を迎えるまで）の医療費の保険内自己負担額を助成します。	市民サービス課

取り組み・事業	内容	担当課
児童福祉金の支給	小中学校に入学する児童・生徒または中学校を卒業する生徒と生計を共にしているひとり親家庭に児童福祉金を支給します。	こども家庭課
高等学校就学準備等支援金の支給	中学校卒業後の進学や就職等の準備費用にかかる経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生の保護者に対して給付金を支給します。	こども家庭課

【日常生活支援と必要な支援につなげる相談体制整備】

取り組み・事業	内容	担当課
ひとり親家庭への日常生活支援	ひとり親家庭を対象に、修学や病気などの理由で一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合のほか、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行います。	こども家庭課
ひとり親世帯への相談支援の充実	ひとり親の経済的、心理的不安、就職の資格取得に向けた相談など、当事者の状況を丁寧に把握しながら適切な支援につなげます。	こども家庭課
母子生活支援	母子家庭や母子家庭に準ずる世帯が経済的な理由や家庭環境の変化などの理由で困難な状況におかれている場合において、この世帯の母子生活支援施設（自立を支援する施設）への入所を支援します。	こども家庭課



3 さまざまな事情に寄り添い困難を乗り越えることができるまち

(1) 貧困家庭への支援

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活の安定に向けた経済的な支援と相談体制の充実の両面に取り組みます。

【生活の安定に向けた支援につなぐ相談体制の充実】

取り組み・事業	内容	担当課
生活困窮世帯への相談支援	経済的に困窮している家庭の相談に応じて状況把握しながら、直接的な支援や関係機関の支援につなぐ間接的な支援など、必要とする適切な支援につなげます。	社会福祉課

【貧困家庭への経済的な支援】

取り組み・事業	内容	担当課
低所得世帯の妊婦への産科受診費の助成	生活保護世帯や市町村民税非課税世帯の経済的な負担を軽減するため、該当世帯の妊婦が初めて産科を受診する際の費用の一部を助成します。	健康課
生活困窮世帯への就学援助	生活保護世帯や、それに準ずる世帯のこどもの就学を援助するため、当該世帯の保護者に対し、学用品の支給や給食費の減免等により経済的な負担の軽減を図ります。	教育総務課

(2) 虐待・ヤングケアラー等への支援

関係機関との連携を密にし、児童虐待やヤングケアラーの未然防止と早期発見への体制を整備します。

【児童虐待対策の実施】

取り組み・事業	内容	担当課
家庭内暴力・DV対策	こどもへの虐待につながる可能性のある家庭や、家庭内暴力で苦しんでいる方のため、関係機関と連携して、被害者を安全な場所に一時的に避難させるなどの支援を行います。	こども家庭課
虐待予防教育の実施	市内小中学校の児童を対象に児童虐待（人権）等への理解を深めることで児童虐待等の発生を未然に防ぐため、カルタなどを使ったわかりやすい予防教育を行います。	こども家庭課

【社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援】

取り組み・事業	内容	担当課
子育て短期支援 (ショートステイ)	保護者の病気や育児疲れなどの理由で昼夜を通してこどもの養育ができない時に、児童養護施設や里親、市内の登録里親が保護者に代わってそのこどもを養育します。	こども家庭課

【ヤングケアラー支援】

取り組み・事業	内容	担当課
ヤングケアラーの普及啓発と発生防止対策	チラシなどを活用してヤングケアラーへの理解促進を図るとともに、SOSの発信先を明確にし、地域での見守りを強化することで、ヤングケアラーの発生防止とヤングケアラーとなっているこどもの早期発見に努めます。	こども家庭課

(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援

障がいや配慮が必要なこどもを支援するとともに、そうしたこどもを育てる親に寄り添い、ゆとりを持って子育てができるよう支援の充実を図ります。

【こどもの発達支援】

取り組み・事業	内容	担当課
あそびの広場の実施	言葉や発達などの心配や不安がある入園前のこどもと保護者を対象に、手遊びや身体を使った運動遊び、絵本の読み聞かせなど様々な体験を通した発達支援を行います。	健康課
地域療育システムの充実	障がいや障がいの可能性がある児童に対して、医師などによる診察や専門スタッフによる療育指導を行うことで、その児童が住み慣れた地域で生活できる環境を整えます。	こども家庭課
児童発達支援 (さくらんぼ教室)	未就学の障がいのあるこどもやその可能性のあるこどもに対し、個々の障がいの状態や発達の過程・特性等に応じ、発達上の課題を達成できるよう支援を行います。	こども家庭課
障がい児加配保育士の設置	障がい児保育審査委員会で個別に支援が必要と判断された園児に対し加配保育士等を配置し、対象児童が集団生活を行う上での不安軽減や生活しやすい環境を整えます。	こども家庭課
障がい児の通所給付	障がい児への支援として児童発達支援(さくらんぼ教室)や放課後等デイサービスなどの通所に対する給付を行います。	社会福祉課・こども家庭課

【障がい児等への経済的な支援等】

取り組み・事業	内容	担当課
養育医療	出生体重が 2,000g 未満の場合や、身体の発育が未熟で入院治療を要すると医師が判断した乳児の保護者に対し、医療費と食事療養費を所得に応じて助成します。	健康課
障がい児への医療費給付（育成医療）	18 歳未満の身体障害者手帳所持者について、障がいを除去・軽減するにあたり確実に効果が期待できる手術等を行う場合、自立支援医療費を支給します。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給します。（市は申請者と岐阜県との申請事務に関する仲介を行う）	社会福祉課
障害児福祉手当の支給	重度障がいがあるため日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の方に、障害児福祉手当を支給します。	社会福祉課
小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、生活上の困難を改善し、自立を支援するため、特殊寝台等の日常生活用具を支給します。	社会福祉課
難聴児補聴器購入費の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、言語習得や学習の機会を確保しコミュニケーション能力の健全な発達を支援するため、補聴器の購入・修理に要する費用を助成します。	社会福祉課
非常用電源装置購入費の助成	人工呼吸器等の電源を要する医療機器を在宅で使用する方への支援として、非常用電源装置等の購入費用を助成します。	社会福祉課
人工聴覚器用電池等購入費の助成	20 歳未満の聴覚に障がいのあるこどもを育てる保護者の経済的負担を軽減するため、補聴器や人工内耳の電池や充電器の購入費用を助成します。	社会福祉課
障がい児への交通費助成	障がいや病気の早期治療・機能回復のため、医療機関や障がい児通所支援事業所へ通う交通費の一部を助成します。また、障がいのあるこどもが在学している学校以外の通級指導教室へ通うための交通費を支給します。	社会福祉課・教育総務課
障がい児の医療費助成	心身に障がいのある子の医療費の保険内自己負担額を助成します。	市民サービス課
小中学生特別支援教育就学費の援助	障がいのあるこどもの就学を援助するため、その保護者に対し、学用品の支給や給食費の減免等により経済的な負担の軽減を図ります。	教育総務課

【就園・就学の支援】

取り組み・事業	内容	担当課
医療的ケア児保育支援	医療行為を必要とするこども（医療的ケア児）に対する支援を充実させるため、こども園への入園を希望する医療的ケア児の受け入れを可能にする体制整備を進めます。	こども家庭課
就学相談会の実施	こどもの発達等で悩みや不安のある保護者に対し、今後の就学についての相談会を行います。保護者のニーズに合った相談体制を整えられるよう、専門性のある相談員を確保するとともに、早期からの一貫した教育支援を行います。	学校教育課
障がい児への教育支援	障がいや特性のあるこどもに対し、就学前からの教育相談や支援、就学先を決定する際の支援と就学後の支援など、一貫した教育支援を行います。入級のための根拠を明確にし、支援の必要なこどもが必要な支援を受けられるようにします。	学校教育課



4 こどもの成長と子育てを地域全体で支えるまち

(1) こどもの権利に関する理解促進

市民全体でこどもたちの権利について考えることで、こどもにとってより良い社会の実現するため、こどもの権利に関する理解促進に取り組みます。

取り組み・事業	内容	担当課
こどもの権利に関する学びの場の提供	児童が、虐待やいじめなどの被害者にも加害者にもならないような意識を持つため、こどもの権利についての学びの時間を提供します。	こども家庭課

(2) 多文化共生の推進

外国人のこどもたちも安心して暮らし、日本人と同じように活躍できる多文化社会づくりに取り組みます。

【外国籍のこどもの学習支援】

取り組み・事業	内容	担当課
こども園における外国籍児の対応強化	こども園における多文化共生を推進するため、外国にルーツを持つこどもが日本の生活習慣を学ぶ機会を創出する一方で、日本人のこどもが外国の生活習慣を学ぶ機会も創出するなど、それぞれが異なる文化に触れることができる環境づくりに取り組みます。	こども家庭課
外国籍児童支援学級の設置	外国籍児童の学習と保護者同士のつながりづくりを支援することで、多文化共生社会を実現するため、下呂小学校に外国籍児童支援学級を設置します。外国籍児童が増加傾向にあることから、これをモデルケースとして、市内各地域へ普及を目指します。	学校教育課

【外国人世帯への支援】

取り組み・事業	内容	担当課
日本語交流サロン	やさしい日本語で会話を練習することで日本人と外国人が交流し、相互理解を深めるとともに、外国人同士のつながりやコミュニティづくりを支援するため、日本語交流サロンを開催します。	地域振興課

取り組み・事業	内容	担当課
支援団体との連携	外国籍のこどもやその保護者に対する支援について、様々なノウハウを持つ支援団体や企業等と連携し、外国人向け相談窓口の設置など必要な支援を提供できる環境を整えます。	地域振興課
働きやすい職場づくりの推進	多様な働き方を実践する企業のPRや子育て世代や外国人など多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組みます。	商工課

(3) 家庭と仕事の両立の実現

子育てと仕事が両立できるよう、働き方等に対する職場の意識改革や事業者への支援制度の普及を促進とともに、共働き世帯等への子育て支援サービスの充実に取り組みます。

【働きやすい職場づくりに対する支援】

取り組み・事業	内容	担当課
女性活躍の推進	下呂市オーガニックワークプレイスを拠点として、子育てと仕事の両立ができる環境を提供します。また、キャリア継続や再就職準備など、関係機関や法人と協力しながら講座等を開催することにより女性活躍を推進します。	企画課
働きやすい職場づくりの推進【再掲】	多様な働き方を実践する企業のPRや子育て世代や外国人など多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組みます。	商工課

【共働き世帯等への子育て支援サービス】

取り組み・事業	内容	担当課
ファミリーサポートセンターの運営【再掲】	「育児の援助を受けたい方」と「育児を援助したい方」が互いに会員となり、互いに援助し合う仕組み（ファミリーサポートセンター）を活用し、緊急時の預かりやひとり親家庭の支援など多様なニーズに対応します。会員の確保と制度の普及促進を図るため積極的な発信を行います。	こども家庭課

取り組み・事業	内容	担当課
未満児保育の充実 〔再掲〕	未満児保育のニーズが高まっている状況を受け、現在、受入施設が限定されている生後6ヶ月からの未満児保育の受入施設の拡大を検討します。併せて0歳児の未満児保育に係る保育士の配置基準の見直しについても検討することで未満児保育の更なる充実を図ります。	こども家庭課
延長保育〔再掲〕	通常の利用時間外における認定こども園等での延長保育のニーズや、こどもの心身的な負担を考慮したうえで、必要に応じて延長保育の実施を検討します。	こども家庭課
一時預かり保育〔再掲〕	保護者の仕事や病気のほか、私的な都合などで児童の保育が困難な場合に、保育所で一時的な預かり保育を行います。	こども家庭課
病児保育〔再掲〕	子育て家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、病気などでこども園や小学校で集団生活を送ることができない児童を、専用の施設で一時的に預かるサービスを実施します。	こども家庭課

（４）多様な声を施策に反映させる仕組みづくり

こどもや若者の声が届く仕組みづくりに取り組みます。

取り組み・事業	内容	担当課
こども・若者からの意見を反映する仕組みづくり	こども施策に対するこども等の意見の反映が義務付けられたことを受け、こどもや若者が自らの考えを発信しやすい環境づくりと意見を反映できる仕組みづくりに取り組みます。	こども家庭課

第5章

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定しています。基本指針においては、教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、アンケート調査などから把握した利用希望の実情、地域の状況を踏まえて計画期間内の事業実施計画を定めることが求められています。この際、その指標として、計画期間内において推計されるサービスの需要量（量の見込み）と、それに対する提供体制・提供量（確保方策）に基づくことが必要であるとされています。

なお、令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律および令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充および利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センターおよび地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

（２）提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等および地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

本市では、これまで、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに区域を設定していました。具体的には、旧町村（５区域）を基礎単位として量の見込みを把握し、事業の性質により複数区域の組み合わせによる区域設定を行ってきました。

しかし、これまでに実施してきた事業の実績を踏まえると、市全域で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考えられることから、本計画では教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域については市全体を一つの提供区域としました。

（３）量の見込みの算出について

量の見込み推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています（「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）。本計画では、この算出方法を基本として量の見込みを推計しています。なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

（４）提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容および実施時期を設定しています。

（５）量の見込みと確保方策の見直し

現状では量の見込みに対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

(6) 国が示す算出等の考え方

量の見込み推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、特にアンケート調査に基づく推計は下記のフローに従って推計しています。なお、一部の事業については、アンケートによらず、市のこれまでの実施状況等を総合的に勘案して推計しています。

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

8つの家庭タイプがあります。

ステップ2

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭タイプからさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭タイプでアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭タイプを掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～量の見込み算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の量の見込みが算出されます。

2 教育・保育事業の量の見込み

(1) ニーズ量に対する確保方策

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

市全域				令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
ニーズ量 (予測)	1号	3～5歳（教育ニーズ）		49	44	39	38	38	
	2号	3～5歳（教育ニーズ）		0	0	0	0	0	
		3～5歳（保育ニーズ）		362	326	286	281	278	
	3号	0歳（保育ニーズ）		26	25	24	24	23	
		1歳（保育ニーズ）		49	53	52	50	49	
		2歳（保育ニーズ）		89	82	89	86	84	
確保方策	教育・ 保育施設	認定 こども園	1号		138	138	138	138	138
			2号	教育	0	0	0	0	0
				保育	392	392	392	392	392
			3号	0歳	39	39	39	39	39
				1歳・2歳	125	125	125	125	125
	地域型 保育事業	小規模 保育事業	3号	0歳	4	4	4	4	4
				1歳・2歳	11	11	11	11	11
		事業所内 保育事業	3号	0歳	4	4	4	4	4
				1歳・2歳	13	13	13	13	13
	合計	1号		138	138	138	138	138	
		2号	教育	0	0	0	0	0	
			保育	392	392	392	392	392	
		3号	0歳	47	47	47	47	47	
			1歳・2歳	149	149	149	149	149	
過不足	1号	3～5歳（教育ニーズ）		89	94	99	100	100	
	2号	3～5歳（教育ニーズ）		0	0	0	0	0	
		3～5歳（保育ニーズ）		30	66	106	111	114	
	3号	0歳（保育ニーズ）		21	22	23	23	24	
		1歳・2歳（保育ニーズ）		11	14	8	13	16	
保育利用率	満3歳未満の子どもの数全体に占める 3号認定の子どもの利用定員数の割合			61.4%	62.0%	61.6%	63.4%	65.3%	
	目標値			61%	62%	61%	63%	65%	

【確保方策の内容】

《1、2号認定子ども》

現在の保育体制を維持し、提供区域のこどもはその区域のこども園にて、全て受け入れます。

《3号認定子ども》

全市では、ニーズ量に対して確保量は充足しますが、区域別においては、不足となる区域もあります。区域ごとのニーズ量、保育士配置、施設の利用状況などを考慮して、全施設で対応していく必要があります。



3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進等に関する事項

- ・本市では、現在すべての教育・保育施設が保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園となっています。今後も引き続き、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、認定こども園の推進方法について協議、検討していきます。
また、就学前教育・保育施設（認定こども園）と小学校の教職員がこどもの情報を共有するなどの連携を図り、就学前教育・保育と、小学校教育との接続の一層の推進を図ってまいります。
- ・小学校入学時に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できないこどもが見られることから、就学前教育・保育施設（認定こども園）と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、両者の教育を円滑に接続し、学びの連続性・一貫性を確保した体系的な教育・保育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応を検討し、改善に努めます。また、県と連携することなどにより、施設を適正に運営していきます。
- ・保育者の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、外国人幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

施設や団体、制度等の利用に対し、情報提供や仲介などでサポートする事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基本型	-	-	-	-	-
こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策（B）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基本型	-	-	-	-	-
こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

妊娠期、出産期、子育て期を通じて、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う「こども家庭センター」にて支援を行っていきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

通常保育時間（7：30～18：30）を超えて、時間外に実施する保育事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	62人	59人	55人	54人	53人
確保方策（B）	0人	0人	0人	0人	0人
差引（B）－（A）	▲62人	▲59人	▲55人	▲54人	▲53人

【 確保方策の内容 】

実施にあたっては、労働基準に則った保育士確保や財政確保などが課題となります。3号認定のこどもの保育ニーズの高まりに伴い、未満児保育に対応する保育士が必要となり、時間外保育事業への保育士確保ができず、これまで実施することが困難でした。

今後は、新規雇用による事業実施を検討していく必要がありますが、保育時間が特殊な時間帯となり、また保育士不足も相まって、保育士の確保が引き続きの課題となります。ニーズの高まりを注視し、今後も検討を続けます。

(3) 放課後児童健全育成事業

小学生の放課後、長期休暇に対応した保育を提供する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	320人	298人	288人	262人	244人
確保方策（B）	320人	298人	288人	262人	244人
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

萩原地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	114人	105人	100人	96人	86人
確保方策（B）	114人	105人	100人	96人	86人
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

小坂地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	11人	9人	8人	6人	5人
確保方策（B）	11人	9人	8人	6人	5人
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

下呂地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	129人	122人	123人	113人	110人
確保方策（B）	129人	122人	123人	113人	110人
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

金山地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	43人	39人	35人	30人	27人
確保方策（B）	43人	39人	35人	30人	27人
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

馬瀬地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	23人	23人	22人	17人	16人
確保方策（B）	23人	23人	22人	17人	16人
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により一時的に養育困難となった家庭に対し、保育を提供する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	2人	2人	2人	2人	1人
確保方策 (B)	2人	2人	2人	2人	1人
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

利用の有無にかかわらず、児童養護施設や母子生活支援施設への入所や里親等により実施する体制を整えます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A) (延べ人数)		8,475人	7,964人	7,465人	7,291人	7,152人
確保方策 (B)	利用者数 (延べ人数)	8,475人	7,964人	7,465人	7,291人	7,152人
	実施か所数 (箇所)	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
差引 (B) - (A)		0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

市内7箇所の子育て支援センターにて、0歳から未就園児を対象に親と子のふれあいの場を提供し、育児相談にも応じます。

なお、出生数等に応じて実施箇所数の見直しを検討します。

(6) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病等の理由により、家庭での保育や育児が一時的に困難となったこともを預かる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

① 1号認定の一時預かり事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A) (延べ人数)		37人	35人	33人	32人	31人
確保方策 (B)	利用者数 (延べ人数)	215人	215人	215人	215人	215人
差引 (B) - (A)		178人	180人	182人	183人	184人

【 確保方策の内容 】

子育て・保育ステーションと連携し、全てのニーズに応えていきます。

② 保育所を定期利用していない乳幼児に対しての一時預かり保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A) (延べ人数)		1,448人	1,304人	1,145人	1,124人	1,113人
確保方策 (B)	利用者数 (延べ人数)	1,448人	1,304人	1,145人	1,124人	1,113人
差引 (B) - (A)		0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

利用ニーズが高い、みなみこども園、わかばこども園、かなやまこども園では、保育士を1人配置し、事業を実施します。その他の保育所においては、保育定員に余裕がある分だけを預かることができる「余裕活用型」で事業を実施していきます。

(7) 病児保育事業

病気や病気治療中、病気回復期の生後6ヶ月から小学6年生までの、家庭での保育や育児が一時的に困難となったこどもを、病院等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が一時的に保育を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A) (延べ人数)		1,679人	1,578人	1,479人	1,445人	1,417人
確保方策(B)	利用者数 (延べ人数)	1,679人	1,578人	1,479人	1,445人	1,417人
差引(B) - (A)		0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

令和7年度より病児保育事業を開始します。市内の北部・中部・南部地域でそれぞれ実施することを目指します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いができる人（援助会員・両方会員）がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていく事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

未就学・小学生児童	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	320人	362人	402人	435人	464人
確保方策(B)	320人	362人	402人	435人	464人
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

事務局に、アドバイザー1人、サブリーダー3人を配置し、ファミリーサポートセンターを運営。会員相互の保育援助活動を支援していきます。

令和6年度より自己負担額の見直しなどによって大幅に利用が増加し、今後も利用の増加が見込まれることから、援助会員の確保に努め、ニーズに応えられる体制を整備します。

(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また、双子などの多胎を妊娠している方へは2回分の受診票を追加交付します。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	補助券 交付件数 (件/年)	109件	106件	103件	100件	97件
	健康診査 回数 (回/年)	1,526回	1,484回	1,442回	1,400回	1,358回
確保 方策 (B)	補助券 交付件数 (件/年)	109件	106件	103件	100件	97件
	健康診査 回数 (回/年)	1,526人	1,484人	1,442人	1,400人	1,358人
差引 (B) - (A)		0	0	0	0	0
確保体制		・妊婦が希望する県内外の産科医療機関および助産院にて受診可能 ・0歳児の人口推計から算出 ・母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。				

【 確保方策の内容 】

妊娠中、母親は様々な不安を抱えています。そうした不安を解消するため、母子健康手帳交付時に、保健師や管理栄養士が保健指導を行います。



(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を、保健師が訪問し面談する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	109件	106件	103件	100件	97件
確保方策（B）	109件	106件	103件	100件	97件
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

全ての乳児に対し、実施します。また、里帰り出産のため一時的に市外に居住している乳児は、その居住地の市町村の保健師に依頼し実施します。また、下呂市に里帰り出産している乳児については、住民票のある市町村の依頼により、下呂市の保健師が実施します。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	年間延べ訪問件数（件/年）	9件	8件	8件	7件	7件
確保方策（B）	年間延べ訪問件数（件/年）	9件	8件	8件	7件	7件
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

幼児全戸訪問事業により訪問面談した保健師が、養育支援が必要な家庭を把握し、その家庭に応じた支援を実施していきます。

(12) 産後ケア事業

母子保健法の改正（令和元年）により令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。産後の母子の心身の安定を目的に、医療機関からのケア支援を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	宿泊型	20人回	20人回	20人回	16人回	16人回
	通所型	9人日	9人日	9人日	6人日	6人日
確保方策 (B)	宿泊型	20人回	20人回	20人回	16人回	16人回
	通所型	9人日	9人日	9人日	6人日	6人日
差引 (B) - (A)		0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

家族から十分な家事、育児の援助などが受けられず、産後に心身の不調、育児不安がある方へ、医療機関から、身体的ケア、心理的ケア、乳房ケアなどの支援を受けることができる体制を確保します。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	327人	318人	309人	300人	291人
確保方策 (B)	327人	318人	309人	300人	291人
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 確保方策の内容 】

保護者が孤立することを防止し、いつでも身近で相談してかかりつけの相談機関とつながることのできる環境を整備します。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活困窮者へ教育・保育施設等利用に係る実費負担の軽減などを行う事業です。現在、本市では実施していません。

【確保方策の内容】

教育・保育施設等の利用に対し、実費負担を含む費用については、低所得者へ配慮しています。国や県の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら、実施について検討していきます。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

現在は未実施ですが、今後、他自治体の事例等を参考に実施の検討を進めます。

(16) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

現在は未実施ですが、今後、他自治体の事例等を参考に実施の検討を進めます。

(17) 子育て世帯訪問支援事業

この事業は、家事や子育てに不安や負担を感じている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問支援員が家庭を訪問し、不安や悩みに耳を傾けるとともに、家事や子育ての支援を行う事業です。これにより、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを防ぐことを目的としています。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【確保方策の内容】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【確保方策の内容】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(19) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイング等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【確保方策の内容】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。



(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所に預けられるようにする制度です。令和8年度からの給付制度化に向けて、受け入れ体制を整備するものとし、必要な受け入れ時間数や定員数を算出しました。

【 確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〈必要受入時間数〉		231時間	229時間	222時間	216時間
0歳		157時間	152時間	148時間	143時間
1歳		29時間	28時間	28時間	27時間
2歳		45時間	48時間	47時間	46時間
〈必要定員数〉		3人	3人	3人	3人
0歳		1人	1人	1人	1人
1歳		1人	1人	1人	1人
2歳		1人	1人	1人	1人

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度化に向けて、受け入れ体制を整備します。

第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) こども支援のための連携と推進体制

本計画を着実に推進するために、市、市民、保育所・認定こども園・小中学校などの保育・教育機関のほか、児童相談所、地域の子育て支援団体、ボランティアなどが、次代を担うこどもやその親たちを支援するための役割を認識し、それぞれ連携・協力して、こども施策や事業、活動を実施します。

また、市は、関連事業の進行管理・調整など、庁内横断的に合意形成を図りながら、こども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進します。

(2) こども・若者の意見を施策へ反映するための体制整備

こども基本法は、こどもの権利と福祉を守る法律であり、こども・若者が関わるあらゆる分野の施策の策定および推進において、こども・若者の意見を反映することが求められています。本計画の推進にあたっては、こども・若者の意見の聴取と施策への反映を進める必要があります。

各施策の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が取組の目的を理解し、共有しながら、各施策の特性に合わせた意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。

計画期間を通じて、こども・若者の意見表明の機会を確保し、施策への反映方法について検討します。そのために、先行事例の情報収集や実践を通じた課題の把握を行い、継続的に改善に取り組めます。

2 成果指標の設定

本計画は、「こどもと若者、子育て世代の誰もが日々幸せを感じられるまち 下呂市」の実現を目指しており、その実現のために各取組・事業の展開、必要な事業の量の見込みと確保方策等におけるこども・若者・子育て支援施策の今後の方向性を示しております。この計画に示した取り組みの全体的な成果を測るため、次の成果指標（KGI）を設定します。

なお、成果指標を達成するための具体的な行動指標となるKPIの設定は、別途検討を行います。

成果指標（KGI）	現状 （R 6）	目標 （R 11）
幸せを感じているこども（小中学生）の割合	92.6%	100.0%
将来に希望を持っている若者の割合	68.1%	80.0%
子育て環境や子育て支援に対して満足している保護者の割合	39.5%	80.0%
『子どもの権利』を知り、こどもの意見を尊重していると考える市民の割合	28.3%	80.0%

【KGI と KPI について】

- ・ KGI とは、「Key Goal Indicator」の略であり、計画全体の最終目標を数値で表したもので、達成すべきゴールを明確にするために設定されます。「重要目標達成指標」と訳されることがあります。
- ・ KPI とは、「Key Performance Indicator」の略であり、KGI の達成度を測るための中間指標です。KPI は、目標達成に向けた進捗を測定し、管理するために設定されます。「重要業績評価指標」と訳されることがあります。

3 計画の点検および評価

本計画に定めた施策・事業が効果的に実施されるよう、定期的に施策・事業の点検および評価を行い、必要に応じて施策・事業を見直すことが重要です。「下呂市子ども・子育て会議」において、本計画に定めた施策・事業を毎年度評価し、その結果をもとに次年度の取組を改善します。『Plan（計画）』『Do（実行）』『Check（評価）』『Action（改善）』の4段階を連動させたPDCAサイクルに基づき進捗管理を行い、施策の継続的な見直し・改善を図ります。

【PDCA サイクルイメージ】



資料編

1 策定までの経過

日付	実施内容等
R6. 5. 24	市議会（政策等説明会）〔計画策定について説明〕
7. 29	第1回子ども・子育て会議〔こども計画の概要説明〕
7. 8 ～8. 23	子育て中の保護者を対象にニーズ調査を実施
8. 30	第1回こども計画検討ワーキンググループ〔こども計画の概要説明〕
9. 26	第2回こども計画検討ワーキンググループ〔こども施策の洗い出し〕
10. 17	第2回子ども・子育て会議〔骨子案の協議（諮問書を提出）〕
11. 13	第3回こども計画検討ワーキンググループ〔個別検討事項の協議〕
11. 15	市議会（全員協議会）〔骨子案の説明〕
12. 16	第3回子ども・子育て会議〔素案の協議〕
12. 17	市議会（民生教育まちづくり常任委員会）〔素案の説明〕
12. 23 ～R7. 1. 20	パブリックコメント
1. 31	第4回こども計画検討ワーキンググループ〔最終案の協議〕
2. 14	第4回子ども・子育て会議〔最終案の協議〕
2. 28	子ども・子育て会議から市長への答申書の提出
3. 12	市議会（民生教育まちづくり常任委員会）〔完成報告〕

2 下呂市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日条例第49号

改正 令和5年9月29日条例第36号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、下呂市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事項を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。

2 子育て会議は、前項に規定する事務および施策に関し、必要に応じ市長に提言することができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 商工関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 市長は、前項第1号に規定するものから委嘱しようとするときは、公募することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 子育て会議に、委員長および副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が行う。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 子育て会議は、具体的な課題を協議するため、必要に応じ専門部会を設置することができる。

(保護者代表者会議)

第8条 子育て会議は、子ども・子育てに関する保護者の意向や意見を幅広く聴取するため、就学前児童の保護者で構成する保護者代表者会議を設置することができる。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、その他必要な事項は、子育て会議が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の第3条の規定による子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(下呂市非常勤の特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 下呂市非常勤の特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

附 則（令和5年9月29日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 下呂市子ども・子育て会議委員名簿

※敬称略

所属・役職等	氏 名	備考
こども園 保護者代表者会議代表	安井 美佳	みなみこども園
こども園 保護者代表者会議代表	石神 愛佳	かなやまこども園
下呂市教育委員会	三木 朋哉	
下呂市小中学校校長会代表	遠山 俊彦	萩原南中学校
下呂市PTA連合会 子育て委員長	中島 巧	下呂小学校
NPO法人サン・はぎわら 副理事長	委員長 内木 孝之	
NPO法人ふるさと金山 理事	後藤 満	
下呂市園長会代表	中島 貴子	たけはらこども園
下呂市商工会連絡協議会	森本 翔太郎	
NPO法人みらいろ 理事長	副委員長 向野 優子	
下呂市保育研究会 副会長	二村 理恵	

4 下呂市子ども・子育て会議への諮問書

家庭 第 86 号
令和 6 年 10 月 17 日

下呂市子ども・子育て会議
委員長 内木 孝之 様

下呂市長 山 内 登

下呂市こども計画の策定について（諮問）

下呂市こども計画の策定にあたり、下呂市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 9 月 24 日条例第 49 号）第 2 条第 1 号の規定により、貴会の意見を求めます。

5 下呂市子ども・子育て会議からの答申書

令和7年2月28日

下呂市長 山内 登 様

下呂市子ども・子育て会議
委員長 内木 孝之

「下呂市こども計画」の策定について（答申）

令和6年10月17日付け家庭第86号で諮問がありました標記の件について、当会議で慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であると認め、ここに答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見を付しますので、当該意見等を十分尊重し、その実現に努められるよう要望します。

記

（1）真に援助を求める方に対する支援について

市民の暮らしを守り、住民福祉のさらなる向上に注力するため、個別のケースの集積から地域課題を抽出するような取組を推進し、真に援助が必要な方にしっかりと支援が行き届くような環境の整備に努められたい。

（2）地域ならではの取り組みの推進について

豊かな自然や地域のつながりなど、この地域で育つ子どもたちが、まちの魅力を感じ、郷土に愛着を持つことができるよう、地域の特色を活かした施策の推進に努められたい。

（3）重点的实施事業について

こども計画に定めるこども施策を総合的に推進しつつ、特に力を入れる重点的实施事業を明確にし、優先順位をつけて計画を進められたい。

（4）ICTの活用について

ICTを活用することで、保育現場における保育士の業務負担の軽減や、子育て支援施設の利用状況がスマートフォンなどから手軽に確認できるサービスの導入による利便性向上などが期待されるため、積極的な活用を検討されたい。

(5) 医療提供体制の確保に向けた機運の醸成について

医療提供体制の確保は、子育てにおいて必要不可欠です。しかし、そのためには行政だけでなく、住民が主体となる活動が重要であることから、住民自身が地域医療を守る意識を高める取り組みを、さらに推進されたい。

(6) 子育て支援施設の開所時間延長について

こどもを家庭で保育する保護者の支援を充実させるため、子育て支援センターや児童館などの子育て支援施設の開館時間の延長を検討されたい。

(7) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

令和8年度からこども誰でも通園制度が開始されることから、事業の円滑な運営ができるように保育士等の保育人材の確保に努め、受け入れ体制の整備に努められたい。

(8) 情報発信の強化

市は様々なこども施策に取り組まれているが、その情報が当事者まで十分に届いていない現状であることから、当事者に確実に伝わる情報発信の取り組みを検討されたい。

(9) ヤングケアラーへの対応について

計画に盛り込まれたヤングケアラーの未然防止や早期発見に関する取り組みに加え、既にヤングケアラーであるこどもへの支援についても検討されたい。

(10) こどもの移動手段について

「ニコリエ」や、飛騨川公園をはじめとした遊具のある公園の整備など、こどもの居場所が整いつつある一方で、地理的な条件により利用が難しいこどもたちがいることから、そうした場所をこどもたちが行き来できる交通手段の確保を検討されたい。

(11) こども向けの概要版作成について

こども計画が目指すまちの実現にあたっては、こどもたち自身がこの計画の内容を理解することが重要となることから、こどもたちにもわかりやすい概要版を作成されたい。

(12) 意見に対する対応について

パブリックコメントや小中学生からの意見など、本計画に寄せられたご意見は、今回の計画策定の参考とするだけでなく、今後の中間評価や施策の検討にも活用し、丁寧に取り扱われたい。

下呂市こども計画

令和7年3月

発行 下呂市

編集 下呂市福祉部こども家庭課

〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原 1166-8

T E L : 0576-52-2882

F A X : 0576-53-2102